

令和 8 年度版
(2026 年 4 月～2027 年 3 月入所申込み用)

ふじさわ
認可保育施設申込ナビ



本冊子には 2025 年 9 月現在の情報を記載しています。
最新の情報は、市ホームページ等で随時公表しますので
ご確認ください。

【発行元(お問合せ先)】

〒251-8601
藤沢市朝日町 1 番地の 1
藤沢市役所 保育課 入園担当
TEL 0466-50-3526(直通)

受付時間
平日 午前 8:30～午後 5:00
(土日祝日は受付を行っておりません)



目 次

❖ 保育施設のクラス年齢・保育の必要性の認定について	… 1
❖ 利用者負担額(保育料)の決定方法	… 3
❖ 幼児教育・保育の無償化について	… 5
❖ 利用者負担額(保育料)表	… 6
❖ 利用調整の対象となる保育施設	… 7
❖ 認可保育施設利用申込みについて	… 8
❖ 申込みから入所までの流れ	… 11
❖ 利用申込みに必要な書類	… 13
❖ 提出書類の注意事項	… 14
❖ 利用申込みに関する注意事項	… 16
❖ 藤沢市保育施設入所選考基準	… 19
❖ 内定後・入所後の注意事項	… 21
❖ よくある質問	… 22
❖ 特別保育について(一時預かり、休日保育、病児・病後児保育)	… 23
❖ 認可保育施設マップ	… 25
❖ 認可保育施設基本情報	… 28
❖ 保育コンシェルジュについて／二次元コード集	… 34
❖ 申込書類の記入例	… 35
教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書	… 35
保育施設利用申込みの児童調査書	… 39
令和8年度保育施設利用申込受理通知	… 41
❖ 申込書類チェックリスト	… 42

保育施設のクラス年齢・保育の必要性の認定について

保育施設を利用するにあたり、住民登録をしている市区町村から必ず「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。さらに、保護者の就労時間などに応じて、「保育の必要量」を決定し、「クラス年齢」に応じて入所調整や実際の保育が行われます。

保育施設のクラス年齢

保育施設のクラスは4月1日時点での年齢で決まります。年度内に児童が誕生日をむかえた場合でも、クラスは変わりません。

令和8年度のクラス年齢(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

0歳児クラス	令和 7年(2025年)4月2日以降生まれの児童
1歳児クラス	令和 6年(2024年)4月2日～令和 7年(2025年)4月1日生まれの児童
2歳児クラス	令和 5年(2023年)4月2日～令和 6年(2024年)4月1日生まれの児童
3歳児クラス	令和 4年(2022年)4月2日～令和 5年(2023年)4月1日生まれの児童
4歳児クラス	令和 3年(2021年)4月2日～令和 4年(2022年)4月1日生まれの児童
5歳児クラス	令和 2年(2020年)4月2日～令和 3年(2021年)4月1日生まれの児童

保育の必要性の認定基準

保育施設又は認定こども園(保育利用)を利用する場合には、子どものための教育・保育給付において、保育の必要性の認定(給付認定)を受ける必要があります。年齢により、2号又は3号の認定証が交付されます。

なお、企業主導型(地域枠利用)についても、2号認定・3号認定を受けることが可能です。幼稚園又は私設保育施設(認可外保育施設)等を利用する場合の認定の詳細につきましては、保育課幼児教育(無償化)担当へお問い合わせください。

認定区分	年齢	利用できる施設・事業
1号認定(教育認定)	3～5歳	幼稚園、認定こども園(教育利用)
2号認定(保育認定)	3～5歳	認可保育施設、認定こども園(保育利用)
3号認定(保育認定)	0～2歳	認可保育施設、認定こども園(保育利用)、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等

保育の必要性が認定されるためには保護者(原則父・母)が次のいずれかに該当する事が必要です。

① 家庭外・家庭内就労

保護者が仕事をするため、その児童の保育ができない場合

就労基準:月64時間以上(通勤時間・休憩時間を除いた、雇用契約上の就労時間)の就労

② 妊娠、出産

母親が出産の前後の期間に、その児童の保育ができない場合

出産要件として申込する場合のみ適用

利用期間:出産予定日の前6週目の日が入る月の初日から、出産日の後8週目の日が入る月末まで

③ 保護者の疾病又は障がい

保護者の疾病や負傷、又は精神や身体に障がいにより、その児童の保育ができない場合

④ 親族の介護・看護

長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいるため、保護者が常時その介護・看護にあたっており、その児童の保育ができない場合(①に示す「就労基準」に準じた時間、日数を超えることが認定の条件)(在園または申込み児童本人の介護・看護は対象外)

⑤ 災害復旧に従事

保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に従事するため、その児童の保育ができない場合

⑥ 求職活動

保護者が求職活動中(起業準備を含む)のため、その児童の保育ができない場合

入所後2か月以内に①の就労基準を満たす就労が確認できない場合には、保育施設の利用ができなくなります。

⑦ 就学

保護者が就学(高等学校、大学、大学院、専門学校、職業訓練校等)のため、その児童の保育ができない場合(①に示す「就労基準」に準じた時間、日数を超えることが認定の条件)

⑧ その他

その他市長が必要と認める場合

保育の必要量

保育の必要性が認定された場合、さらに保護者の就労時間等に応じて保育の必要量が認定されます。保育の必要量の認定区分により利用できる保育時間が決まります。**※実際の保育時間は施設長が決定します。**

1日の最大保育時間を超える場合は延長保育となります。また利用できる保育時間は保育施設の預かり時間内です。

■ 保育標準時間認定

月の就労(就学)時間 120 時間以上が対象。1日最大 11 時間保育(7:00～18:00)

■ 保育短時間認定

月の就労(就学)時間 64 時間以上 120 時間未満が対象。1日最大 8 時間保育
藤沢市内の保育短時間認定の保育時間は8:30～16:30となります。

※就労(就学)時間とは、休憩時間・通勤(通学)時間を除いた雇用契約上の就労時間(カリキュラム上の就学時間)を指します。
※就労・就学以外の要件での利用についても、必要時間に応じて認定を行います。

また、次のような場合は、例外として保育標準時間認定となります。

- (例1)月の就労時間が120時間未満だが、実働時間が恒常に13時から18時まである(シフト勤務を含む)
→保育短時間認定になると常に延長(時間外)保育を利用しなければならないため、保育標準時間認定となります。
- (例2)月の就労時間が120時間未満だが、通勤時間等により保育ができない時間が 8 時間以上ある。
→保育短時間認定になると常に延長(時間外)保育を利用しなければならないため、保育標準時間認定となります。

延長(時間外)保育

上記の標準時間・短時間の保育時間を超過しての保育を延長保育(特別延長保育・時間外保育)といいます。延長保育を利用する場合は、通常の保育料とは別に延長保育料をお支払いいただきます。

公立保育施設の延長保育料については次の表のとおりですが、その他の保育施設(法人立保育園・小規模保育事業・家庭的保育事業・認定こども園)の金額については施設ごとに異なりますので、保育施設へお問い合わせください。

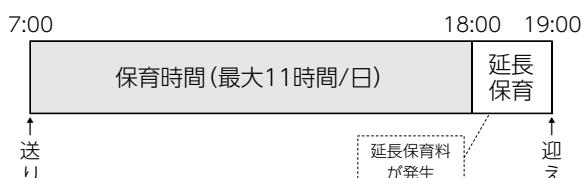
《公立保育園の場合》 保育料の階層(P6)により、金額が異なります。

	標準時間	短時間
延長保育の対象時間	18:00～19:00	7:00～8:30, 16:30～18:00
延長保育料 ※公立についてはP3に記載の第2子以降に該当する場合、延長保育は半額となります。	A～B階層:0円、C1～C3階層:1,000円 C4～C7階層:2,000円、C8～C9階層:3,000円 C10階層以上:4,000円	A～B階層:0円、C1～C3階層:100円 C4～C7階層:200円、C8～C9階層:300円 C10階層以上:400円

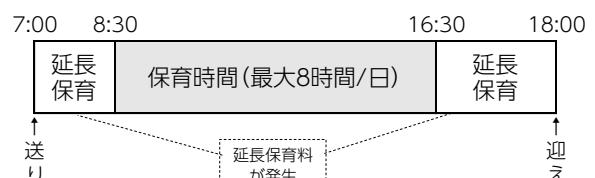
※公立保育園以外(法人立保育園・小規模保育事業・家庭的保育事業・認定こども園)については、保育施設へ直接お問い合わせください。

■保育時間・延長保育の考え方の例

◎ Aさん(標準時間保育認定)の例



◎ Bさん(短時間保育認定)の例



利用者負担額(保育料)の決定方法

注意事項

- ◎保育料については、内定後、世帯構成や課税金額等を調査した上で算定し、入所月前月末付で保護者宛に保育料を決定・通知します。そのため、申込中や内定中など、入所前に保育料の金額についてお問い合わせをいただいても、お答えすることはできません。 およそその保育料を把握したい場合は、ご自身で課税金額などを調べる上、P6に掲載の表を基にご確認いただきますようお願いいたします。
- ◎下記は2025年9月時点で施行中の制度です。入所時点で、制度が変更されている可能性がありますので、ご了承ください。

基本事項

保育料は、児童の父母(又は祖父母)を算定対象とし、市区町村民税の所得割額の合算金額をもとに、P6の表に基づいて決定します。また、保育料は、保育に関する費用を一部ご負担いただいているものであり、各月の保育利用日数によらず、月額での徴収となります。

なお、標準時間・短時間保育認定の保育時間を超過しての保育を希望する場合は、延長保育となります。延長保育料は無償化の対象となりません。金額も施設により異なりますのでご注意ください。(公立についてはP2のとおり)

0歳児～2歳児クラス

■決定方法・決定時期

保育料は父母にかかる市区町村民税の所得割額の合算で決定します。また、父母ともに非課税の場合は、同居している祖父母を算定対象者として保育料額を決定します。算定対象者が全員非課税の場合、保育料は無償です。

利用者負担(保育料)の決定時期は4月と9月の2回です。

●2026年4月～2026年8月分 …令和7年度(2024年収入分)の市区町村民税額で算定

●2026年9月～2027年3月分 …令和8年度(2025年収入分)の市区町村民税額で算定

各月1日時点の保育必要量(標準時間又は短時間)で保育料が決定します。

なお、税額に変更があった場合の遅延適用は、年度内に限ります。

《算定の対象の期間中に海外勤務等によって日本での課税がない方》

就労先の証明もしくは申告に基づき、年間所得を算出して市民税の所得割額の類推算定を行います(対象期間中の海外収入又は所得の分かる資料を日本語訳付きでご提出いただきます)。

《課税情報がない方(未申告の方)》

未申告の場合(年末調整・確定申告・市民税申告等をしておらず、かつ扶養に入っていない場合)は市民税申告が必要です。決定時に課税情報が不明な場合は、保育料が最高階層で算定されることがありますので、必ず課税情報をご確認ください。

■控除の取り扱いについて

市区町村民税は、配当控除・外国税控除・住宅借入金等特別控除・寄付金税額控除等を適用せずに算定します。

■第2子以降の算定について

保育料の算定においては、原則、同一生計のきょうだいについて利用している施設や年齢に限らず「第1子」、「第2子」、「第3子以降」として数えます。(令和7年4月分の保育料から適用)。申込児童のきょうだいが認可保育施設以外を利用している場合は、保育証明書を必ずご提出ください。 ※藤沢市で算定する特別延長保育料と給食食材料費については国の基準で計算を行います。

世帯の状況	第2子以降の算定対象
すべての世帯	原則、同一生計であれば、利用している施設や年齢に限らず「第1子」、「第2子」、「第3子以降」として数える。(令和7年4月分の保育料から適用) 第1子:満額 第2子:半額 第3子以降:0円

3歳児～5歳児クラス

保育料は無償です。無償の期間は、3歳児クラスになった4月1日から小学校入学前までの間です。詳細はP5をご確認ください。なお、決定時期は保育料と同様です。

■給食食材料費について

給食食材料費(主食費・副食費)については、無償化の対象とはなりません。施設ごとに設定した金額を、利用施設へお支払いください。

■副食費の免除

副食費に限り、市区町村民税の所得割額の合算が、父母共働き等にあっては 57,700 円未満の世帯、ひとり親世帯・障がい者世帯等にあっては 77,101 円未満の世帯については、免除の対象となります。また、所得等にかかわらず、第3子(国基準のきょうだいの施設年齢要件有)で数えられる児童についても免除の対象となります。

保育料のきょうだいの考え方の例

パターン①(同一生計内に未就学児童以外のきょうだいがいる場合)

保護者	子ども①	子ども②	子ども③
すべての世帯	中学生	認可保育施設 2歳児クラス →第2子として計算(半額徴収)	認可保育施設 1歳児クラス →第3子として計算(無償)

パターン②(同一生計内に別居のきょうだいがいる場合)

保護者	子ども①	子ども②	子ども③
すべての世帯	別居の大学生※1 (同一生計であることがわかる書類の提出が必要)	認可保育施設 5歳児クラス →第2子として計算(半額徴収)だが、5歳児クラスは無償化対象のため 0 円	認可保育施設 2歳児クラス →第3子として計算(無償)

パターン③(同一生計外に別居のきょうだいがいる場合)

保護者	子ども①	子ども②	子ども③
すべての世帯	別居の社会人 (別生計)	認可保育施設 2歳児クラス →第1子として計算	認可保育施設 1歳児クラス →第2子として計算(半額徴収)

※上記に加え、給食食材料費や延長保育料などは別途かかります。

※藤沢市で算定する特別延長保育料と給食食材料費については国の基準(きょうだいの施設年齢要件有)で計算を行います。

※1について、住民票が別であっても同一生計の場合、同一生計であることが確認できれば、第1子となります。

支払い方法

保育料は原則口座振替でのお支払いになります。振替日は毎月末日です(振替日が土日祝日等金融機関の休業日の場合は、翌営業日になります)。

内定後速やかに口座登録のご準備をお願いいたします。口座登録のない方につきましては、毎月納付書を郵送いたしますので、期限までにお支払いください。

次の料金は、保育施設で指定された方法でのお支払いとなりますので、入所時に保育施設にご確認ください。

- ・法人立保育施設の延長保育料
- ・法人立保育施設又は認定こども園の3歳クラス以上の給食食材料費
- ・小規模保育事業、家庭的保育事業の保育料(金額は市が算定します)
- ・その他諸経費(教材費、バス利用料など)

金融機関で保育料の口座登録をすることと、保育施設で諸経費の口座登録をすることは全く別のお手続きですので、ご注意ください。



滞納について

保育料に滞納がある場合、督促状や催告書を送付いたします。その後も納付が確認できない場合には、電話や訪問による納付指導を行うほか、給与や預貯金等の資産調査、財産の差し押さえ等の滞納処分を行います。

また、滞納のある児童の転園申請や、そのきょうだいの入所申込みについては、審査の際、P19の入所選考基準のとおり減点を行います。保育施設の健全な運営のために、期限内の納付をお願いいたします。

幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世帯を応援し、経済的な負担軽減を図るために、令和元年10月に開始されたものです。

対象者

幼稚園、認可保育施設、私設保育施設(認可外保育施設)等を利用する次の子どもが対象です。

- ・3歳から5歳までのすべての子ども(4月1日時点の年齢)
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども(4月1日時点の年齢)

無償化の対象範囲

無償化の対象経費は教育・保育に係る費用(保育料)のみで、次の費用は対象となりません。

- ・日用品や文房具等の購入、行事への参加に係る費用
- ・給食食材料費
- ・延長(時間外)保育や病児病後児保育の利用料(ただし、生活保護世帯および市民税非課税世帯で保育の必要性がある方が利用する場合は無償化の対象です)

また、子どもが主として利用する施設と保護者の就労状況等(保育の必要性の有無)により、無償化の対象範囲が決定されます。

主として利用する施設	保育の必要性(1ページ参照)		
	無	有	
幼稚園	幼稚園(施設型給付・新制度移行) 認定こども園(教育)	無 償 ※預かり保育は対象外	無 儲 ※預かり保育は、日額450円×利用日数(月額11,300円 ^{※2})を上限に無償化
	幼稚園(私学助成・新制度未移行)	無 儻 ※月額25,700円を超える分は支払いが必要 ※預かり保育は対象外	無 儻 ※月額25,700円を超える分は支払いが必要 ※預かり保育は、日額450円×利用日数(月額11,300円 ^{※2})を上限に無償化
認可保育施設	認可保育施設 認定こども園(保育) 小規模・家庭的保育事業		無 儻
私設(認可外)保育施設等	藤沢型認定保育施設 幼稚教育施設 その他届出保育施設等 ^{※1}	〈利用しても無償化の対象外〉	月額37,000円 ^{※2} を上限に無償 ※他の私設保育施設等との併用が可能
	企業主導型保育事業		無 儻 ※国が定める利用者負担相当額を超える分は支払いが必要

※1 「その他届出保育施設等」とは、他の類型のいずれにも属さない私設保育施設(認可外保育施設)のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等をいう。

※2 無償化上限額(11,300円又は37,000円)は3歳から5歳までの児童の場合。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の場合は、各金額に5,000円を加えた額(16,300円又は42,000円)までが無償化の対象となる。

利 用 者 負 担 額 (保 育 料) 表

区分	階層	3号認定 (2歳児クラス以下)		3号認定 (2歳児クラス以下)		2号認定 (3歳児クラス以上)	
		認定こども園(保育所部分)、認可保育所、 小規模保育事業				家庭の保育事業	
		第1子		第2子		第1子	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
生活保護世帯		A		0		0	
市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等 その他の世帯	B1	0	0	0	0	0
所得割 非課税世帯	ひとり親世帯等 その他の世帯	B2	0	0	0	0	0
1 24,300円以上	円未満	C1	3,000	2,900	0	0	0
48,600円以上		C2	6,000	5,900	3,000	2,900	2,100
48,600円以上		C3	3,500	3,400	0	0	4,300
57,700円以上		C4	7,000	6,900	3,500	3,400	2,500
57,700円以上			24,300円以上	4,200	4,100	0	0
60,700円以上			48,600円未満	8,300	8,200	4,200	4,100
60,700円以上			48,600円以上	5,600	5,400	0	0
77,101円以上			57,700円未満	11,200	11,000	5,600	5,400
77,101円以上			60,700円以上	5,600	5,400	0	0
78,900円以上			77,101円未満	11,200	11,000	5,600	5,400
97,000円以上			78,900円未満	8,000	7,900	0	0
123,000円以上			77,101円以上	16,000	15,700	8,000	7,900
148,200円以上			78,900円以上	16,000	15,700	8,000	7,900
169,000円以上			97,000円未満	20,100	19,800	10,100	9,900
196,000円以上			123,000円未満	C7	25,400	25,000	12,700
224,000円以上			148,200円未満	C8	33,100	32,500	16,600
249,000円以上			169,000円未満	C9	39,500	38,800	19,800
264,000円以上			196,000円未満	C10	43,800	43,100	21,900
301,000円以上			224,000円未満	C11	46,400	45,600	23,200
351,000円以上			249,000円未満	C12	49,100	48,300	24,600
397,000円以上			264,000円未満	C13	52,600	51,700	26,300
465,000円以上			301,000円未満	C14	56,300	55,300	28,200
301,000円以上			351,000円未満	C15	60,200	59,200	30,100
351,000円以上			397,000円未満	C16	62,600	61,500	31,300
397,000円以上			465,000円未満	C17	66,000	64,900	33,000
465,000円以上			465,000円以上	C18	69,500	68,300	34,800

※上記は現時点で保育施設を利用している方の保育料額です。条例等の改正により、新年度では予告なく変更となる場合があります。

利用調整の対象となる保育施設

藤沢市保育課にて入所審査や利用調整を行う保育施設は、次のとおりです。原則として、各施設の定員を満たすまで、入所審査により入所児童を決定します。ただし、保育施設の状況によっては、定員まで入所児童の受け入れができない場合や、定員より多くの児童を入所決定する場合があります。なお、2025年9月現在、⑤事業所内保育事業、⑥居宅訪問型保育事業 の藤沢市内における開設及び予定はありません。

① 認可保育施設

② 認定こども園(保育利用のみ保育課で利用調整)



【地域型保育事業】

- ③ 小規模保育事業:少人数(定員6~19人)を対象とした保育
- ④ 家庭的保育事業:少人数(定員5人まで)を対象とした保育
- ⑤ 事業所内保育事業:会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どものほか、地域の子どもも対象とした保育
- ⑥ 居宅訪問型保育事業:障がい・疾病などで個別のケアが必要な場合に、保護者の自宅にて1対1で実施する保育

■認定こども園について

就学前の子どもに幼児教育、保育等を一体として捉え、一貫して提供する施設です。認定こども園には次の類型があります。藤沢市では広田幼稚園、藤沢いずみ幼稚園、相模幼稚園(全施設とも②幼稚園型)の3箇所が該当します。

① 幼保連携型

幼稚園機能と保育施設的機能の両方の機能をあわせ持つ認定こども園

② 幼稚園型

認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育施設としての機能を備える認定こども園

③ 保育施設型

認可保育施設が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園としての機能を備える認定こども園

④ 地方裁量型

幼稚園・保育施設いずれの認可もない地域の教育・保育施設による認定こども園

※幼稚園としての利用(教育利用)につきましては、施設への直接申込みとなります。認定こども園へ直接お問い合わせください。

■地域型保育事業について

地域型保育事業とは、認可保育施設や認定こども園(原則20人以上)より少人数の単位で、0~2歳の子どもを預かる事業です。対象となる事業をご希望される場合は、認可保育施設と同じ手順でお申込みください。

小規模保育事業、家庭的保育事業は2歳児クラスで卒園となるため、卒園後は他施設への転園が必要です。その受け入れ先として、連携施設と協定の締結をしています。(詳細は各施設又は保育課へお問い合わせください)

卒園児童及びそのきょうだいの審査の取り扱いについては、P22のQ6をご確認ください。

藤沢市内では、P28~P33に記載の施設が利用調整の対象です。

その他の施設については認可外保育施設や幼稚園等にあたります。
こちらの申込みなどについては、施設に直接お問い合わせください。



医療的ケアが必要なお子様について

藤沢市では、一部の認可保育施設にて医療的ケアが必要な児童の受け入れをしています。

なお、対象となる児童には一定の要件があるとともに、掲載している申込みや入所の流れとは異なります。ご希望の場合はP34の二次元コードをご確認の上、保育課までご相談ください。

認可保育施設利用申込みについて

申込みができる方

父母ともにP1に記載の保育の必要性事由に該当し、かつ次の①～④に該当している方は、藤沢市での認可保育施設利用の申込みが可能です。なお、③④の要件で利用する方は、住民登録地の市区町村にて保育の必要性の認定・保育料の算定を行います。

- ① 藤沢市在住の方 → 藤沢市保育課にてお申込みください
- ② 藤沢市に今後転入予定のある市外在住の方
- ③ 藤沢市にて月64時間以上就労・就学している市外在住の方(就労予定・就学予定は不可)
- ④ 湘南ライフタウン内の茅ヶ崎市堤地区(1～110番地)にお住まいの方

現在、住民登録している市区町村の保育担当課の窓口でお申込みください(P10参照)

申込可能期間

藤沢市では必ず入所月の1日付で入所の取り扱いとなります。月途中での入所はできませんので、必ず希望する開始時期に合わせた申込みをしてください。

また、4月入所のみ、1次申込期間と2次申込期間があります(入所日はいずれも4月1日)。1次申込みの締切日以降にお申込みいただいたものについては、全て2次申込みからの取り扱いといたします。

入所月やお住まいなどにより、次の表のとおり、申込締切や申込方法(窓口申込み・郵送申込み・電子申請)が異なります。×がついている方法でお申込みされた場合、原則受付はできかねますのでご注意ください。各申込方法についての詳細はP10をご確認ください。

	申込締切	窓口申込み	郵送申込み	電子申請
令和8年度 2026年4月1次 (市内在住の方で、市内保育施設を希望する場合)	P9のとおり ※申請書(確認事項⑪で、B(-30)を選択した方は、4月2次からの審査となります。)			
令和8年度 4月2次 ※1 ↓ 令和8年度 2027年3月入所	令和8年度4月2次:2026年2月9日 令和8年度5月以降:各入所希望月の前々月末 (月末が土日祝日の場合は翌開庁日) 例:5月入所 締切3月31日	○	○	○
児童が市外在住の場合	上記(4月1次はP9のとおり)締切日1週間前 ※2 ◆P10、P13をご確認の上、必要書類を住民登録地の市区町村の担当課へご提出ください	○ (住民登録地の市区町村)	✗ ※3	✗
市外の保育施設をご希望の方 (藤沢市から転出する場合※4)	希望保育施設がある自治体の申込締切日1週間前 ※2 ◆P13、P18をご確認の上、必要書類を藤沢市保育課の窓口へご提出ください(郵送不可)	○	✗	✗
出生前申込みをご希望の方	令和8年度4月1次・2次と同様(P9のとおり) ◆4月入所以外はお申込みできません			

※1 4月2次を新たに申込むことができる方は、4月1次申込みをしていない方に限ります。申込取下げ可能期間外に4月1次申込みを取り下げている方、4月1次審査で内定辞退をした方は4月2次申込みをすることができません(4月1次で年度末までの継続審査を希望し、4月1次で入所保留となり、かつ申込取下げをしていない方は、自動的に4月2次の審査対象となります)。

※2 1週間前はあくまで目安です。ただし、締め切り1週間前を過ぎてご提出があった場合、その月の申込みができない可能性があります。必ず締切日を確認の上、日にちに余裕をもってご提出ください。

※3 一部市区町村では藤沢市に直接申込みをする場合があります(こちらに限り、藤沢市へ直接書類を郵送してのお申込みが可能)。申込み前にお住まいの自治体へお問い合わせの上、市外から直接郵送する際は、事前に藤沢市保育課へご連絡ください。

※4 入所希望月の前月までに藤沢市から転出する方については、希望保育施設がある市区町村にご連絡していただき、直接申込みができる場合は藤沢市への申込書の提出は不要です。

申込書類は、全て締切日必着です。郵送でお申込みされる場合は、配達日数を要しますのでご注意ください。



郵送申込みの場合、原則、電話や口頭での到着確認のお問い合わせにはお答えいたしかねます。申込み後は、申込控えの到着をお待ちください。郵便の到着状況をご自身で確認したい場合は、書留郵便などをご利用ください。

令和8年度 4月入所申込(1次)

※申請書の確認事項①で、B(-30)を選択した方は、4月2次からの審査となります。

申込方法	郵送のみ ■市外在住の方：住民登録地の市区町村窓口へご提出ください。 ■市外保育施設をご希望の市民の方(入所希望月の前月までに藤沢市から転出しない方)は藤沢市保育課窓口へ直接ご提出ください。 (藤沢市から転出予定の方はP8の※4に記載のとおり)
申込受付期間	2025年10月6日～2025年10月24日 ■締切日必着です(消印有効ではありません)。2025年10月25日以降に保育課に到着した申込みは、いかなる理由であっても4月2次審査からの対象となります。
保育施設利用申込受理通知発送	2025年11月4日までに保育課より発送 ■不足書類・記入不足がある場合はこの通知をもってお知らせいたします。 ■受付の到着状況について、電話でのお問い合わせには回答できません。受理通知が届かない場合は、11月10日以降に保育課までお問い合わせください。
不足書類追加提出・再提出書類受付期限 (2025年10月24日までに申込書類を提出した方に限り、不備や不足があった書類の提出のみを、この期間に受付します)	2025年11月14日まで 窓口又は郵送での受付 ■「再提出票」と共にご提出ください。 ■締切日必着です。2025年11月15日以降に保育課に到着した場合は、いかなる理由でも4月2次審査からの反映といたします。
申込取下げ可能期限	2025年12月26日まで ■期日後に取下届を提出された場合は、内定辞退と同様の取り扱いになります。 (その後藤沢市の認可保育施設を申込みする場合は、基礎点から-2点での審査になります。ただし、転園申請の方は2025年12月27日以降に取り下げることはできません。)

申込書類を保育課窓口にご持参いただいた場合は、専用BOXに投函する形での受付のみとなります。必ず封筒に封緘し、返信用封筒を同封した状態でご提出ください。後日保育施設利用申込受理通知をお送りし、不足書類などのお知らせをいたします。

令和8年度4月入所申込みと、令和7年度12月～3月入所申込みを同時にを行うことも可能です。
(ただし、令和7年度様式の申請書類一式の提出が必要ですが、同封で同時に申込む場合のみ、保育の必要性を証明する書類(就労証明書や診断書等)については1部のみで構いません)



注意

令和7年度中の入所申込みをしつつ、令和8年度4月の入所申込みをした後に、令和7年度中の入所が内定した場合、その時点で、内定辞退する／入所するにかかわらず、令和8年度の入所申込みは無効になります。
さらにもう一度入所申込みをしたい(転園したい)場合は、書類を新たにご用意いただく必要があります。

例:①《2025年5月》令和7年度7月からの入所申込みをした。

②《2025年10月》令和8年度4月1次入所申込みをした。

③《2025年12月》令和8年(2026年)1月に、A保育園へ入所内定となった。

→③の時点で、令和8年度4月1次の入所申込みは無効になります。

もし、新たにA保育園から別の保育施設に転園したい場合は、令和7年度2月以降入所と、令和8年度4月2次申込み以降入所であれば申込むことができます。

その他の月(令和8年度 4月2次～3月)入所申込み

締切日

令和8年度(2026年)4月2次:2026年2月9日 ※

令和8年度(2026年)5月以降:各入所希望月の前々月末(月末が土日祝日の場合は翌開庁日)

年末年始の取り扱いについては、次のとおりです。その他の月の土日祝日についても締切日にご注意ください。

2027年2月入所締切:2026年12月28日

※4月2次を新たに申込むことができる方は、4月1次申込みをしていない方に限ります。申込取下げ可能期間外に4月1次申込みを取り下げている方、4月1次審査で内定辞退をした方は4月2次申込みをすることができません。なお、4月1次で年度末までの継続審査を希望し、4月1次で入所保留となり、かつ申込取下げをしていない方は、自動的に4月2次の審査対象となります。

申込書類の入手方法

追加で帳票が必要な場合や、電子上で項目入力をしていきたい場合は、藤沢市ホームページに全てのフォーマットを掲載していますので、ご利用ください。藤沢市ホームページトップ → 「子育て・教育」 → 「子育て」 → 「保育園・幼稚園など」 → 「保育施設」 → 「認可保育施設」 → 「施設の利用申込」 → 「申込書類等のダウンロード」へお進みください。「令和8年度入所申込書類一式」の項目にて、各種帳票を掲載しております。なお、P34に記載の二次元コード①からもダウンロードが可能です。

藤沢市内の保育施設を利用したい市外在住の方

市外在住の児童が藤沢市内の保育施設の利用をしたい場合につきましては、原則、住民登録地の市区町村の窓口にて次のとおりお申込みください。なお、住民登録地の市区町村への書類提出の必要がなく、藤沢市に直接申込みをすることも可能な市区町村があります。申込みされる前に住民登録地の市区町村へお問い合わせの上、市外から直接郵送することとなる場合は、事前に藤沢市保育課へご連絡ください。なお、家庭的保育事業をご希望の方、児童にアレルギーや持病・障がいなどがある方、発達状況により、保育する上で特別な配慮を必要としている方は、必ず希望する保育施設へ事前相談又はお子様を連れて事前見学(直接訪問)をしてください。

①藤沢市へ転入予定の方

原則、藤沢市様式の書類でお申込みください。入所が決定した場合、入所日の前月末までに転入していただく必要があります。必要書類等でご不明な点がありましたら藤沢市保育課までご確認ください。
※入所内定・入所保留にかかわらず、転入後は藤沢市保育課での所定の手続きが必要となりますので、保育課窓口までお越しください。転入及び所定の手続きの確認が取れない場合、内定は取り消しとなることがあります。

②父母のいずれかが藤沢市にて在勤・在学(月64時間以上)の方

住民登録地の市区町村の書式での申込書類をご提出ください。なお、藤沢市にて就労予定・就学予定の市外在住場合は受付できませんのでご注意ください。

③湘南ライフタウン内の茅ヶ崎市堤地区(1~110番地)にお住まいの方

茅ヶ崎市の様式にて書類をご用意いただき、藤沢市での締切1週間前までに茅ヶ崎市役所へご提出ください。

※申込書類等の必要書類については、藤沢市に締切日必着となります。郵送等で日にちを要しますので、藤沢市で設定する締切日(P8参照)の一週間前までには住民登録地の市区町村に必要書類をご提出ください。

《海外在住の方》

児童が海外に在住している場合は、次のとおりお申込みください。

- 藤沢市保育課へ直接申込書類をお送りください。マイナンバー確認書類については、転入後にご提出ください。
- 保育施設利用申込受理通知・結果通知を海外の住所へ送付することはできません。そのため、国内住所への送付先をご指定いただく必要があります。申込みの際、指定する送付先の住所・宛名等を明記した別紙(任意様式)と、国内住所を宛先とした返信用封筒(切手を貼っているものを必ず封筒してください)。
- 2024年中又は2025年中に海外収入がある場合は、収入証明(給与明細や源泉徴収など)の提出が必要です。なお、勤務先から証明を受けた書類(収入証明・就労証明書など)が外国語表記である場合は、勤務先又は保護者による日本語訳を添付してください。

申込方法

送付先:

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市役所 保育課 入園担当宛

上記住所にご郵送ください。なお、締切日必着です。締切日を過ぎて保育課へ到着した場合は、次回分からの審査となりますので、発送する際は十分ご注意ください。

【注意事項】

- ・封筒には必ず発送元(申請者)の住所氏名をご記入ください。
- ・切手※を貼った返信用封筒(長3型)を同封してください。同封がない場合や切手の金額が不足している場合は、控えの郵送や不足書類のご案内は出来かねますのでご了承ください。
- ・到着は控えの郵送をもってお知らせいたします。原則、電話や口頭での到着確認にはお答えいたしかねますので、郵便の到着状況を確認したい場合は、書留郵便などをご利用ください。
- ・申込書類の郵便代が不足している場合は、封筒の開封及び受取りをせずに返送いたします。この返送により申込締切日までに申込書類が保育課に到着しなかった場合であっても、受付をすることはできません。

※返信用封筒のサイズや郵便形式により切手の金額は異なります。返信用封筒では、当課より保育施設利用申込受理通知を含んだ50g以内の書類を返送する予定です。

窓口

藤沢市役所本庁舎3階 保育課

★4月1次申込みでは窓口受付はできません

藤沢市役所本庁舎3階の保育課へお越しください。市民センターや保育施設へのご提出はできません。また、締切当日は混雑が予想されますので、お時間や日にちに余裕を持ってご来庁ください。

電子申請

e-kanagawa 電子申請にアクセス

藤沢市ホームページ(<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hoiku/kenko/kosodate/hoikuen/nagare.html>)からe-kanagawa電子申請にアクセスし、「藤沢市認可保育施設の利用申請手続き」から申請を行ってください。申請後、後日当課より受理案内(不足書類がある場合はその案内)のメールをお送りいたします。保育施設利用申込受理通知の返送はメールでは出来かねますので、保育施設利用申込受理通知の交付をご希望の方は、別途保育課までお問い合わせください。

申込みから入所までの流れ

①希望園の決定・見学

受入月齢や保育時間、所在地などをご確認の上、希望園を決めていただきます。藤沢市では、見学をしていない保育施設もお申込みは可能ですが、転入予定の方であっても、事前見学を推奨します。立地や外観だけでなく、保護者の方のご意向や、お子様の発育状況・普段の生活の様子に合った保育施設をお選びください。なお、次の方は必ず保育施設へ直接ご相談・ご連絡をお願いいたします。

①家庭的保育事業をご希望の方(見学がお済みでない場合は審査対象外となります)
②児童にアレルギーや持病・障がいなどがある方、発達状況により、保育する上で特別な配慮を必要としている方
(児童の状況や保育施設の状況によっては、児童の安全な保育体制が整わないため入所を見送る場合があります)

注意

内定後や入所後に、「イメージしていた保育園とは違つた…」と感じ、内定辞退やすぐに退園(転園)を検討する方が毎年多くいらっしゃいます…。

園の魅力や特色はさまざま！P34の二次元コード⑥「認可保育施設一覧」のページ内「各保育施設の概要一覧」に、おむつや駐車場、園庭などの情報をご確認ください！



②申込書類の用意

P13に記載の必要書類をご用意ください。

提出前に必ず、P42～P44のチェックリストをご確認ください。書類の不足や未記入箇所がある場合は審査上不利な扱いとなることがあります(詳細はP15)。場合によっては審査対象外となることがありますので、十分ご確認ください。



③申込書類の提出

P8～P10に記載のとおり、期限内に所定の方法でお申込みください。

※不足や再提出がある場合は、不足書類や再提出書類と「再提出票」を締切日までにご提出ください。

※いずれの申込方法においても、締切日必着です。郵送で提出する場合は日程に余裕を持って発送してください。



④認定審査・利用調整

締切日時点でご提出いただいた書類をもとに、P19～P20の基準に従って利用調整を行い、内定者を決定します。また、保育の必要性の認定基準を満たしているか等についても審査します。(認定基準に満たない場合には不認定通知書を通知します)

なお、締切日を過ぎて提出があったものについては、翌月以降の審査に反映となりますのでご了承ください。



基準日(締切日)時点で書類不足があった場合の審査での取り扱いについては、P15をご確認ください。

⑤結果通知

4月入所申込み以外については、入所希望月の前月中旬に発送します。初めてお申込みいただいた月の審査については、内定／入所保留に関わらず全員に結果を通知いたします。次回以降の審査については、内定の方のみに結果を通知しますので、各月の入所保留通知の発行をご希望の方は、希望する月の前月16日以降に保育課へご連絡ください。

また、市外在住の方につきましては、住民登録地の市区町村を経由して結果を通知しますので、到着までには日数を要します。お急ぎで結果を知りたい方は、藤沢市保育課へお問い合わせください。



内 定

入 所 保 留

⑥内定した場合

《面談》

保育施設に連絡し、面談日をご確認ください。
保育の利用時間やならし保育など、入所後について
気になる点がありましたら、面談にて保育施設へご
確認ください。また、面談当日は、必ずお子様同伴でのご対応をお願いいたします。

なお、面談の結果、お子様のアレルギーや持病・障
がい等の状況により、保育施設の人員体制等から、
お子様を安全に保育することができないと判断される
場合は、入所見送りとなることがありますので、ご
承知おきください。

《口座登録》

保育料は原則として口座振替でお支払いいただきます。金融機関窓口又はWEBにて振替口座の登録を
お願いいたします。

※一部保育施設では、保育料とは別に、施設へ直接口
座登録や諸経費のお支払いをする場合があります。面
談時にお問い合わせください。



申込み時に不足書類があった方
は、入所までにご提出ください。
また、転入予定の方は転入手続き
後、入所日までに保育課にて所定
の手続きを行ってください。



⑦入所承諾・保育料決定

面談の実施及び保護者の市民税所得割額により、入
所決定及び保育料の算定を行います。

結果の通知については、入所月の前月末に発送いた
します。

なお、この通知発送以前に保育料の金額についてお
答えすることはできかねますので、おおよその金額を
お知りになりたい方は、P6に基づきご自身で確認い
ただきますようお願いいたします。

⑧入所～

《ならし保育》

入所後、お子様が保育施設に慣れるまでの間は、短
時間での保育となります(ならし保育)。

保育施設と保護者での調整の上期間を定めますの
で、個人差があります。(入所日から概ね2~3週間)
※転園されたお子様もならし保育は必要です

《就労開始・復職について》

求職中に内定・入所となった場合、入所から2か月
以内に就労を開始することが必須です。また、育児
休業中の方は、入所翌月15日までに復職するこ
とが必須です。

就労開始後・復職後、直ちに所定の必要書類をご提
出ください。



⑥入所保留となった場合

★申請時に「申込みを継続する」を選択した

利用申込書は年度内(3月末)まで有効です。
有効期間中は、年度末まで毎月利用調整(入所選考)
をいたします。なお、市外から転入予定でお申込み
の方は、転入後に必ず藤沢市保育課で所定の手続
きを行ってください。

★申請時に「申込みを取り下げる」を選択した

ご提出いただいた書類はすべて無効となります。翌
月以降は審査を行いませんので、申込みのない月の
結果通知の発行も致しかねます。

再度入所申込みをする場合は、全ての書類を再度ご提
出いただく必要があります。



⑦次回以降の審査

「審査後に申請を継続しないことを選択」している
方は自動的に取り下げとなるため、次回以降は審査
をしません。

審査を継続することを選択している方は、申込書類
が有効な限り年度末まで毎月審査を行います。な
お、結果通知については内定が決まった場合のみ通
知を行います。入所保留通知の発行をご希望の場
合は、発行を希望する月の前月16日以降に保育課
までお問い合わせください。

また、入所をお待ちいただいている方は、次のよう
な場合に届け出が必要です。

《申込内容変更・申込取下げ》

提出の際は必ず締切日を十分ご確認の上、窓口又は郵送
にて所定の書類(申込内容変更届/申込取下届)をご提出
ください。

《保護者や児童の状況が変わった場合》

変更となった内容の確認書類を必ずご提出ください。
利用調整の基準日時点で書類のご提出がないと、正しい
利用調整(入所選考)をすることができませんので、書類に
ついては、早急にご提出をお願いいたします。



変更や取下げの際に必要な書
類などの詳細は、P18をご確認
いただくか、保育課へ直接お問
い合わせください。



⑧次年度以降の申込み

年度内の有効期間内に入園できなかった場合、引き
続き保育施設利用をご希望される方は、次年度の4
月入所申込期間中に再度、申込書類一式をあらため
て提出する必要があります。保育課からの申込書類
の送付や再申込みがない方へのお知らせは行ってい
ませんので、必ず広報やホームページをご確認の上、
受付期間内に書類をご提出ください。

利用申込みに必要な書類

A. 全ての方に必要な書類

- ① 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書
- ② 保育施設利用申込みの児童調査書
- ③ 保育の必要性事由を証明する書類(就労証明書や診断書等)
- ※ ④ 代表者の本人確認書類(郵送の場合は両面コピー)
- ※ ⑤ 同居の家族全員のマイナンバー確認書類
- ⑥ 誓約書・保育施設利用申込受理通知
- ⑦ 切手の貼ってある返信用封筒(4月1次申込以外で、窓口提出の場合に限り不要)

①②④⑥の提出がない、又は未記入により、入所審査を行えない場合がありますので、ご注意ください！

就労先等から申込書類のコピーの提出を求められている場合、必ず提出前にご自身でコピーをおとりください。
保育課に提出した後の書類のコピーをお渡しすることはできませんので、ご注意ください。

郵送申込みの場合は、必ず「本人確認書類・マイナンバー確認書類貼付台紙」に※の書類(④⑤)のコピーを貼り付けしてください(窓口申込みの方もこの台紙をご利用いただけます)。

B. 下記に該当する方に必要な書類



条件	必要書類
児童本人又はきょうだいを認可保育施設以外に預けている場合(認可外保育施設、幼稚園、企業主導型保育事業、ベビーシッターなど) 児童本人が認可保育施設一時預かりを週に1回以上定期的に利用している場合	⑧保育証明書
2025年1月1日 又は2026年1月1日時点で、父 母の住民登録が藤沢市外にあった場合 ※1	■2025年1月1日時点で市外在住(2026年4月~8月入所希望に限る) →⑨-1 令和7年度住民税課税証明書 ■2026年1月1日時点で市外在住 →⑨-2 令和8年度住民税課税証明書
ひとり親世帯	⑩ひとり親世帯必要書類※下記の書類のいずれか一点(コピー可) ・戸籍謄本(全部事項証明) 児童の保護者となる方のもの *発行日から1か月以内のもので離婚日等の記載のあるもの ・受理証明書 ・児童扶養手当証書 ・ひとり親福祉医療証 } どれか 1点
藤沢市へ転入予定	⑪転入に関する申立書 ⑫転入先の詳細を確認できる書類 } 両方 ※2
父母のいずれかが、入所に伴い、市内の認可保育施設、藤沢型認定保育施設又は幼稚園で、保育士又は幼稚園教諭、保育補助者として、育児休業から復職又は新たに就労開始する場合(転園申請を除く)	■ 保育士又は幼稚園教諭として復職又は就労開始(内定) →③就労証明書 ⑬保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書 ⑭保育士証(幼稚園教諭の普通免許状)の写し } 全て ■ 保育補助者として復職又は就労開始(内定) →③就労証明書 ⑬保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書 } 両方
(4月入所申込みのみ可能)出産前申込みの場合	母子手帳のコピー(表紙 及び 分娩予定日が記載されているページの2か所)

※1 2024年中・2025年中に海外収入がある場合は、日本語訳付きの収入証明(給与明細や源泉徴収票)のご提出が必要です。

※2 藤沢市民の方との同居による転入予定の場合、⑫転入先の詳細を確認できる書類は不要です。

注意

申込み時点で、次のような場合は、提出書類としては無効の取り扱いとなりますのでご注意ください。

- ・フリクションペン・鉛筆など、消せる筆記用具で記入されたもの
- ・書類の内容と申込み時点の内容が異なる場合(既に退職している就労先の就労証明書 など)
- ・発行日(証明日)から3か月以上経過しているもの(④⑤⑨⑩⑪⑭を除く)



申込書類の書式は年度ごとに異なる場合があります。
ホームページからダウンロードする場合は、必ず令和8年度申込み用の様式であるかを確認してください。
過去の年度の様式書類を令和8年度の入所申込みに使用することはできません。

提出書類の注意事項

①教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書 ◎

- ・きょうだいで申込む場合でも1枚にまとめてご記入ください。
- ・P35～P38の記入例をもとにご記入ください。
- ・年度をまたいで申込みをする場合は、必ず年度ごとに1枚ずつご記入・ご提出ください。
(例:令和7年度2月人所申込みと令和8年度4月人所申込みを同時にする場合、令和8年度用とともに、令和7年度用の申込教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書や申込書類一式の提出も併せて必要)
- ※令和8年度4月入所申込みの際、令和7年度中の入所申込みを同時にを行うことも可能です。ただし、令和7年度様式の申請書類一式の提出が必要ですが、同封で同時に申込む場合のみ、保育の必要性を証明する書類(就労証明書や診断書等)については1部のみで構いません。

「◎」のある書類は必ずご用意ください。
提出がない、又は未記入により入所審査を行えない場合がありますのでご注意ください。

②保育施設利用申込みの児童調査書 ◎

- ・申込児童の人数分必要です。(①同様、年度をまたいで申込みをする場合は、必ず年度ごとに1枚ずつご提出が必要です。)
- ・出生前申込みの場合は、出生後直ちにご提出ください。
- ・P39～P40の記入例をもとにご記入ください。
- ・この帳票内の項目3の(1)にて、「保育園での集団生活の中で特別な対応を希望する」場合は、併せて「児童状況票」(市ホームページよりダウンロード可能。詳細はP34の二次元コード①)をご提出ください。

③保育の必要性事由を証明する書類

- ・次の表にある保育を必要とする事由に応じて必要書類をご提出ください。
- ・申込児童の保護者分(父・母)それぞれが必要です。

保育を必要とする事由	必 要 書 類
就労・就労内定	<p>■【会社勤め(会社役員・会社代表を含む)の方】 就労証明書(市の所定用紙に就労先で証明を受けてください)</p> <p>■育児休業中の方、就労内定のある方も必要です。 ■テレワークで業務をしている方もこちらの証明書をご提出ください。 ■会社役員の方、会社代表の方で、証明者が保護者自身になる場合(就労証明書の項目③「代表者と担当者」が保護者自身になる場合)は商業登記簿謄本を併せてご提出いただく必要があります。 ■入所後勤務日数又は時間の変更がある方は別途ご提出ください。 ■市内の認可保育施設、藤沢型認定保育施設又は幼稚園で、保育士(保育補助含む)又は幼稚園教諭として産休・育休から復職する予定、又は就労内定している場合は次のページ③を必ずご確認ください。 ■求職中(内定なし)の方は申込み時には不要です。入所後2ヶ月以内に就労基準(P1参照)を満たす就労証明書を提出してください。</p> <p>■【自営業・個人事業主・専従者など、会社勤め以外の方】</p> <p>(1) 就労証明書(市の所定用紙にて、事業主の方が発行してください) (2) 就労状況説明書 (3) 令和7年確定申告書(第一表)又は令和7年分源泉徴収票の写し又は控え※</p> <p>※4月1次・2次申込みの場合は、令和6年確定申告書(第一表)又は令和6年分源泉徴収票の写し又は控えをご用意ください。税務署等へ提出する前のもの(作成中のもの)は受付できません。</p> <p>次の場合、(2)就労状況説明書にてお申出の上、(3)の代替・追加書類をご用意ください(就労証明書・就労状況説明書の提出も必要です)</p> <p>《直近で事業(又は従事)を開始したため確定申告・年末調整を行っていない場合》 (3)の代わりに、「就労証明書」に記載した直近3か月の就労について、収入があること又は事業(又は従事)を開始していることがわかる書類(開業届、営業許可証、給与明細、報酬明細などの写し)をご提出ください。</p> <p>《専従者や家族従業者のため本人が確定申告をしていない場合》 (3)の代わりに、その事業に携わっていることがわかる書類(事業主の令和7年確定申告書第二表、令和7年確定申告書の収支内訳書や、本人の源泉徴収票、報酬明細などの写しのいずれか)をご提出ください。</p> <p>《事業上の理由により、確定申告書に記載の収入額が0円の場合》 (3)の書類に加え、「就労証明書」に記載した直近3か月の就労について、収入があることがわかる書類(給与明細や報酬明細など)をご提出ください。</p> <p>■就労証明書や就労状況説明書等にて、特別な理由なく就労の実績や就労状況の確認をとることができない場合、審査上や保育の必要性認定では就労内定として取り扱うことがあります。</p>
出産	母子健康手帳のコピー(「表紙」と「分娩予定日が確認できるページ」の2か所)
疾病(負傷)	医師の診断書(市の所定用紙を用いて医療機関にて証明を受けてください)
障がい	障がい者手帳又は療育手帳のコピー
親族等の介護・看護	(1) 医師の診断書等、被介護者の介護・看護の必要性が分かるもの (2) 介護(看護)状況申告書(市の所定用紙にご記入ください)
就学	(1) 学生証(在籍証明書)のコピー (2) 日中保育できない時間・日数が確認できるもの(カリキュラム表など)

④代表者の本人確認書類(郵送の場合は両面コピー) ◎

- ・代表者(原則として児童と同居している家族の方)の免許証やマイナンバーカードなどのコピーを、「本人確認書類・マイナンバー確認書類貼付台紙」に貼り付けしてください(窓口で原本を提示する場合、台紙は不要です)。
- ・提出する本人確認書類の種類により、必要枚数が異なります。詳細は「本人確認書類・マイナンバー確認書類貼付台紙」をご確認ください。

⑤同居の家族全員のマイナンバー確認書類

- ・マイナンバーカード(写真付き)の両面のコピー又はマイナンバーが記載されている住民票をご用意の上、「本人確認書類・マイナンバー確認書類貼付台紙」に貼り付けしてください(窓口で原本を提示する場合、台紙は不要です)。

⑥誓約書・保育施設利用申込受理通知 ◎

- ・P41の記入例をもとにご記入ください。
- ・「保育施設利用申込受理通知」のコピーの交付をもって保護者の申込控えとなります。

⑦切手の貼つてある返信用封筒(4月2次以降の入所申込み、かつ窓口提出の場合は不要) ※P10も併せて参照

- ・⑥誓約書・保育施設利用申込受理通知を控えとしてお返しする際に使用しますので必ず同封してください。
- ・⑦がない又は切手の貼付がない場合の郵送申込みについては、保育課からの⑥の控えの送付や不足書類のご案内は行いません。切手の金額が不足している場合、原則として申込者負担にて返送をしますが、到着しない場合市の責任は負いかねます。

⑧保育証明書 ※P13のBに該当する方のみ

- ・認可外保育施設や幼稚園、一時預かり等に有償で預けている場合、預け先で証明を受けてください。
- ・保育開始日より、証明日の方が前の日付になっているものは無効です。

⑨-1 令和7年度住民税課税証明書／⑨-2令和8年度住民税課税証明書 ※P13のBに該当する方のみ

- ・住民税の課税証明書は各年度1月1日現在の住民登録地の市区町村で発行します。

⑩ひとり親世帯必要書類(ア～エのいずれか一点 コピー可) ※P13のBに該当する方のみ

ア 戸籍謄本(全部事項証明) 児童の保護者となる方のもの

- ・発行から1か月以内のものをご提出ください。
- ・離婚の場合は児童の保護者となる方の離婚日が記載されているものをご提出ください。
- ・死別の場合は死亡日が記載されているものをご提出ください。

イ 受理証明書

ウ 児童扶養手当証書

エ ひとり親福祉医療証

⑪転入に関する申立書 ※P13のBに該当する方のみ

- ・入所希望月の前月末より前の日付を転入予定日として設定の上、ご記入ください。
- ・入所希望月の前月末より後の日付が転入予定日として記入されている場合、申込みをすることができません。

⑫転入先の詳細を確認できる書類 ※P13のBに該当する方のみ

- ・不動産会社が発行した、藤沢市の住居の売買契約書や賃貸契約書などのコピーを指します。
- ・発行元・入居者・確定した入居日(引渡日・契約期間)・住居の所在地が記載されている箇所をコピーしてご提出ください。
- ・既に藤沢市に在住している方と同居予定の場合は不要です。

⑬保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書 ※P13のBに該当する方のみ

- ・同時に提出する③就労証明書には、基準日(締切日)時点で育児休業中又は内定中の記載があることが必要です。
- ・⑭保育士証(幼稚園教諭の普通免許状)の写しを必ず添付してください。

《書類不足・書類不備について》

申請時に不足書類や不備がある場合は、申込み期限までに追加提出・再提出をしてください。期限を過ぎて再提出があった場合は、次回以降の審査に反映します。

審査基準日(締切日)時点で書類が不足している又は不備がある場合、審査では次のような取り扱いとなります。

■①教育・保育給付の支給認定申請書 兼 保育施設利用申込書、②保育施設利用申込みの児童調査書、④代表者の本人確認書類、

⑥誓約書・保育施設利用申込受理通知

→申込みにあたり最低限必要な書類です。提出がない、又は未記入箇所があると入所審査を行うことができず、申込書類を返却する場合があります。

■③保育の必要性事由を証明する書類 ⑩ひとり親世帯必要書類

→保育の必要性が確認できないため、P19のA-1基礎点数は「求職中」の3点として扱います。

■⑦切手の貼つてある返信用封筒

→郵送申込みの場合は必ず必要です。同封がない場合、控えの返送や不足書類のご案内はいたしません。

■⑧保育証明書

→児童本人の分が不足している場合は、P20に記載のC調整項目③又は④での加点を行うことができません。きょうだいの分が不足している場合は、入所後の保育料、特別延長保育料および給食食材料費を正しく算定できない場合があります。

■⑨-1 令和7年度住民税課税証明書、⑨-2令和8年度住民税課税証明書

→入所審査で同点が発生した場合、父母の所得の低い順に内定を決定しますが、課税証明書が不足している場合は所得不明のため不利になります。また、未申告の父母がいる場合も同様です。

■⑪転入に関する申立書、⑫転入先の詳細を確認できる書類

→P19に記載のとおり、A-2基礎点数⑦の項目において-10点になります。⑪の提出がない場合は申込み不可となります。

■⑬保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書、⑭保育士証(幼稚園教諭の普通免許状)の写し

→P19に記載のA-2基礎点数⑤又は⑥の加点を行うことができません。なお、保育士又は幼稚園教諭としての加点については、併せて③就労証明書も揃っていることが条件です。

利用申込みに関する注意事項

★ 保育施設への事前見学について

申込みにあたり、保育施設の見学を希望する場合は、直接保育施設へご連絡ください。見学や、園のホームページ等をご活用の上、希望園をお決めください。見学をしていない保育施設もお申込みは可能ですが、転入予定の方であっても、事前見学を推奨します。保育園での1日のスケジュールや、施設の構造、おむつや道具の持参、園庭の有無など、保育施設の特色はさまざまです。立地や外観だけでなく、保護者の方のご意向や、お子様の発育状況・普段の生活の様子等に合った保育施設をお選びください。

なお、次の方は必ず保育施設へ事前見学又は事前相談の上、希望保育施設を決定してください。

- ①家庭的保育事業をご希望の方(見学がお済みでない場合は審査対象外となります)
- ②児童にアレルギーや持病・障がいなどがある方、発達状況により、保育する上で特別な配慮を必要としている方(児童の状況や保育施設の状況によっては、児童の安全な保育体制が整わないと認め入所を見送る場合があります)

★ 利用調整(入所選考)の基準日について

利用調整(入所選考)における基準日は、各申込締切日と同日です。締切日以降に届け出のあった保護者の就労状況や、希望施設等の申込内容につきましては、その次の入所審査において点数等への反映をします。

(例)令和8年(2026年)8月入所の基準日:令和8年(2026年)6月 30 日

→7月1日に保護者の新しい就労証明書が提出された場合は、9月の入所審査から反映する。

★ 新しい保育施設開設について

認可保育施設が新設される場合は、ホームページ等でご案内いたします。その場合、申込締切日が通常と異なる場合がありますので、ご注意ください。

☆ 転園申請について

保育施設の入所から6か月を経過するまでは、転園申請があっても、原則、新規で入所を希望している方の入所を優先します。ただし、転居もしくはきょうだいが別々の保育施設を利用している等、やむを得ない事情がある場合は除きますので、対象の方は申込みの際にお申出ください。

【注意事項】

- ・転園申請により入所の内定が決まった場合は、転園を辞退することができません。
- ・審査月の締め切り後(4月1次の場合は取下げ可能期限後)に、申込みを取り下げることはできません。
- ・転園が決定した場合には、転園先の保育施設でならし保育の実施が必要となります(ならし保育の日程等は保育施設と保護者での日程調整の上決定します)。
- ・一度世帯全員の「⑤マイナンバー確認書類」を提出している場合、再提出は不要です。ただし、変更がある場合は最新のものを添付してください。

★育児休業取得中の申込みで転園が決まった場合も翌月15日までの復職が必要です★

例)2026年4月、父母が下の子(保育施設の在籍なし)の育児休業中の状態で上の子が転園する場合

→2026年5月15日までに父母の復職が必要になります。そのため、下の子の預け先も5月15日までに決めておく必要があります。

☆ 出生前申込みについて

令和8年4月入所希望の方に限り、出生前の申込みが可能です(令和8年5月以降入所希望の方の出生前申込みは受付していません)。

なお、対象は令和8年3月1日までに出産予定の方です(受入れ可能な施設を希望している場合に限り受付けます)。また、出生前申込みをされた方は、出生後に、P13に記載の、新生児の②保育施設利用申込みの児童調査書と⑤マイナンバー確認書類をご用意いただき、藤沢市保育課窓口にて所定の手続きを行ってください。この手続きがされない場合、結果通知の発送ができませんのでご注意ください。

★の項目については、すべての方が必ずご確認ください。

☆の内容に該当する方は、特に注意してご確認ください。

☆ きょうだいで同時に申込む場合

きょうだいで同時に申込む場合、次の点にご注意ください。

◆きょうだいの申込み条件(教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書の5)について

お申込みの際、必ず1つ選択してください(複数選択はできません)。なお、「きょうだい全員同時期での入所を希望する」や「きょうだい全員同じ園での入所を希望する」のルートを選択する方は、希望保育施設の受入月齢(P28~33)にご注意ください。(例:5歳児クラスの児童と0歳児クラスの児童で同時に申込むとき、「きょうだいの申込条件」を1にして、小規模保育園等の入所できないクラスを希望している場合、同じ施設で同時での入所がかなわないため、その施設は審査対象外となります。)

◆育児休業中に申込む場合

父母いずれかが、審査基準日時点で育児休業中の場合、「きょうだい1人だけが入所」となったときでも、入所日翌月の15日までに父母ともに復職が必要となります(入所保留となった児童の預け先をご自身で確保する必要があります)ので、ご注意ください。

◆小規模保育施設卒園児とそのきょうだいで同時に申込む場合

きょうだい申込条件1, 2, 3を選択した場合、どちらかの児童が入所保留となった時点でもう一方の児童も入所保留になります(小規模卒園児童の卒園後の預け先をご自身で確保する必要があります)。また、次の場合においてもご注意ください。

◎小規模保育施設卒園児とその下のきょうだい(弟・妹)とで同時に申込む場合

きょうだい申込条件5, 6, 7, 10, 11, 12, 13のいずれかを選択した場合、下のきょうだいだけが内定し、小規模保育施設卒園児は入所保留となる可能性があります(上のきょうだいの小規模卒園後の預け先を、ご自身で確保する必要があります)。

◎小規模保育施設卒園児とその上のきょうだい(兄・姉)とで同時に申込む場合

きょうだい申込条件4, 6, 7, 8, 9, 12, 13のいずれかを選択した場合、上のきょうだいだけが内定し、小規模保育施設卒園児は入所保留となる可能性があります(下のきょうだいの小規模卒園後の預け先を、ご自身で確保する必要があります)。

☆ 産前産後期間中の申込みについて

※入所希望月1日時点で下の子の産前・産後期間に該当する場合

◎申込み中に妊娠が分かった場合は、速やかに保育課にご連絡ください。

◎申込み時点で就労等の要件の場合はその申込みが継続されます。

◎出産要件での申込みを希望する場合は、「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」の「出産要件として申込みをする。」に☑をして下さい。すでに申込み中で出産要件に変更する場合は、「保育施設利用申込内容変更届」をご提出ください。

※出産要件としての申込みの場合→産後8週目の日が入る月末で退園となります。

※上記期間に該当するが、就労要件で申込む場合

産後8週後すぐに復職する→産後休暇から復職したことがわかる「就労証明書」をご提出ください。

産後8週後すぐに育児休業を取得する場合→「就労証明書」と「育児休業証明書兼育児休業に伴う継続申出書」をご提出ください。

☆ 育児休業中の申込みについて

保護者(父又は母)が育児休業中の場合は、入所後の翌月15日までに復職することが必要です。なお入所決定後、復職せずに退職した場合であっても、入所後の翌月15日までに退職前と同程度の就労時間を満たす就労を開始する必要があります。

また、復職に関しては、「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」の「1.確認事項」⑪において、次のとおりいずれかを選択する必要があります。ご自身の復職の予定に合わせ、お申込みをご検討ください。

◆ Aを選択する(育休A申込み)

→入所後翌月15日までに復職することを希望する方が対象です。下の「育休B申込み」とは異なり、基礎点数の減算(-30点)の審査にはなりません。

◆ Bを選択する(育休B申込み) ※藤沢市民(又は転入予定)の方のみ選択可能

→入所保留となった場合、育児休業の延長も許容できる(基礎点数を減算してもよい)といった方が対象です。こちらを選択した場合、審査時の基礎点数が減算(-30点)されます。ただしこの取扱いは、利用調整時に優先順位の判断に反映するものであり、利用時期を意図的に遅らせるものや、育児休業の延長を保証するものではありません。希望施設に空きがあれば内定となります。

既にごきょうだいが認可保育施設を利用している方へ

認可保育施設を利用している児童(児童A)の保護者が、きょうだい(児童B)の出生により育児休業を取得しているとき、児童Aが継続して保育施設を利用したい場合は、児童Bが満1歳になる次年度の5月15日までに、保護者が育児休業から復職する必要があります。この日までに復職ができない場合、児童Aは退園となりますので、該当の方はご注意ください。

また、きょうだいと同じ保育施設を申込む場合、P19のとおり、基礎点数は加点となります。必ずしも入所を保証するものではありません。近隣の保育施設等も希望保育施設に入れての申込みをご検討ください。

例:在園児のきょうだいが、2024年4月2日~2025年4月1日の間に生まれた場合

→在園児本人の保育施設利用を継続したい場合、保護者は2026年5月15日までに復職する必要があります。
(それまでに、生まれたきょうだいが保育施設に入所するか、他の預け先を確保する必要があります)

☆ 2月・3月の入所審査について

例年、次年度の4月の入所調整中又は調整後に、2月・3月の入所審査を行っています。そのため、4月の内定・入所状況により、2月・3月入所審査では審査上の順位が上位であっても、内定のご案内ができない場合がありますのでご了承ください。

☆ 申込中に状況が変わった場合

入所をお待ちいただいている間に、保護者や児童の状況が変わった場合は、書類の追加提出が必要な場合があります。(P12の右項「⑦次回以降の審査」も併せてご確認ください)

ここではあくまで一例ですが、特に多いものを掲載いたします。その他の変更につきましては、P13~15をご確認いただくか、保育課までお問い合わせください。

内容	必要書類
・希望保育施設を変えたい ・きょうだい申込条件を変えたい ・育児休業に関する申込条件 (育休B申込など)を変えたい ・市内転居した ・退職した ・母に出産予定が発生した	保育施設利用申込内容変更届
家族構成に変更があった	保育施設利用申込内容変更届 ※父母の婚姻又は離婚の場合、ひとり親世帯必要書類の添付も必要です。
申込児童又はきょうだいが幼稚園 や認可外保育施設、一時預かりの 利用を開始した	保育証明書

内容	必要書類
・新たに就労を開始した ・就労内容(就労時間、就労先、雇用期間など)が変わった ・育児休業や病休などの長期休業を開始・延期・終了した ・就労の内定が決まった (求職中の方を含む)	事実発生日以降の日付で発行された就労証明書
就労要件以外の方で、認定や入所審査に関する内容に変更があった	変更の事実発生以降に発行された、P13のA.全ての方に必要な書類の③「保育の必要性事由を証明する書類」に該当するもの
申込児童又は同居の家族が、障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた	各種手帳のコピー

☆ 申込みを取り下げる場合

入所申込みを取り下げる場合、「保育施設入所申込取下届・内定辞退届」にて、保護者の本人確認書類のコピーを添付又は窓口で原本をご提示の上、取り下げる審査月の締切日までに申出をしてください。

締切日を過ぎて取下げる場合(例:2026年8月入所申込みの審査を取り下げる)を、締切日である2026年6月30日を過ぎて届け出した場合)、内定辞退と同様の取扱いとなります。この後、3年度以内に再度藤沢市の認可保育施設を申込みする場合は、基礎点数を2点減点しての審査となります。ただし、転園申請の方は、審査の段階で転園元の空きに対し内定者をお決めするため、いかなる場合であっても、締切日以降に取下げることはできません。

また、次の方は審査対象月を経過後、自動的に取下げる扱いとなります。

■申込中に転出した方(藤沢市在勤の方であっても一度取下げる)

■出産要件での申込みを希望した方で産後期間を経過した方

■ひと月のみの審査を希望していた方

例)締切日を過ぎて取り下げるした。または内定を辞退した。

①令和5年度中→令和8年度申込みまで基礎点数を2点減点

②令和6年度中→令和9年度申込みまで基礎点数を2点減点

③令和7年度中→令和10年度申込みまで基礎点数を2点減点

☆ 市外の保育施設を利用したい方

★必ず藤沢市保育課の窓口で手続きをしてください(郵送不可)★

藤沢市から転出しない市外の保育施設の入所申込みについては、原則として、申込児童が居住している(住民登録地の)市区町村が窓口になりますので、藤沢市保育課窓口でのお手続きが必要となります(郵送、市民センター、公民館、保育施設では受け付けておりません)。

入所希望月までに転出する場合、入所したい保育園の市区町村に連絡し直接申込可能と回答があった場合は、入所したい保育園の市区町村に直接ご提出をお願いします。

締切日や必要書類等が市区町村により異なりますので、あらかじめ、ご希望の保育施設のある市区町村にご確認の上、申込締切日の一週間前までに藤沢市保育課へ直接申込書類をご提出ください。



藤沢市保育課への書類提出が締切日直前になってしまふと、相手方の自治体への到着も遅くなり、入所希望月の審査に間に合わず翌月分の審査になってしまふことがあります…。

必ず締切日の一週間前までに藤沢市へ必要書類をご提出ください。

※当該市区町村へ申込書類が到達するまで、1週間程度時間を要しますので、早めのご提出をお願いいたします。

※市外の保育施設の利用申込みの際に、申請にかかる必要書類が揃っていない場合の対応や、申請受付の可否については、申込先の市区町村の判断によります。締切日までに書類が揃わない可能性がある場合は、事前に申込先の市区町村にご確認ください(藤沢市での受付け時点では、必要書類の内容等の確認は藤沢市で審査をしないためできません)。

※転居予定のある市区町村への申込みについて

藤沢市を通さずに転出市区町村へ直接お申込みください。転出先の市区町村が直接申込みを受付けられない場合は、藤沢市保育課窓口へ書類をご提出いただく必要がありますので、ご自身で当該市区町村にご確認ください。

藤沢市保育施設入所選考基準

※各月の申込締切日を基準日とし、その時点で提出のあつた書類の内容をもとに選考を行います。

A-1 基礎点数（基本） 父母のそれを基準点数とします。

項目	細目	点数	必要書類
就労	月140時間以上働いている(例 過5日以上かつ1日7時間以上) 月112時間以上働いている(例 過4日以上かつ1日7時間以上、若しくは週5日以上かつ1日6時間以上) 月64時間以上働いている(例 過4日以上かつ1日4時間以上) 上記以外の状況で働いている	10 9 8 7	
就労内定	月140時間以上の仕事に内定している	6	
求職中	月64時間以上の仕事に内定している	5	
就学	求職活動のため、日中外出している	4	
出産	職業訓練校、専門学校、大学などに通っている	3	
疾病・負傷	出産の準備 (出産一定日の前週月の誕生日から産後8週後の日が入る月末までの期間、利用者が希望する場合のみ) 疾病・負傷により、保育が完全に不可能な場合 疾病・負傷により、日中當時の保育が困難な場合 疾病・負傷により、保育が部分的に困難な場合 身体障がい者手帳1～2級、精神障がい者保健福祉手帳1～3級、療育手帳の交付を受けていて、常時保育が困難な場合	10 12 10 10 8	
心・身の障がい	身体障がい者手帳2級以下の交付を受けている、保育が困難な場合 親族の介護・看護 震災、風水害、火災その他の災害に遭ったことにより、保育者が困難な場合 災害復旧への從事 ひとり親世帯 ひとり親世帯 児童相談所からの通知などにより、児童福祉の観点から、特に保育施設所の必要性が高いと判断した場合	8 7 *1 12 11 20	
その他	*1 *** 従事時間により、「就労」に準じた点数とする。		

点数の考え方

同じ保育園同じクラスを希望している児童が複数入る場合は、原則として、次の①～⑥の順に点数を比較し、より高い順位にいる方から順に内定とします。

①基礎点数A-1とA-2の合計の高い順
②B優先順位の高い順
③C調整項目点数の高い順
④父母の所得が低い順
⑤認可外保育施設等に預けている期間が長い順
⑥入所待機期間の長い世帯

①が高い方が人であればその方を内定、①が同じ点数の方が複数いる場合は②が高い方を内定とします。同様に、③以降についても順位の高い方から順位の高い方から内定を決めていきます。

なお、希望順位の高低や申込をした順番(申込みの星さ)は審査の順位に影響しません。詳しくは次ページの【審査の例】をご確認ください。

A-2 基礎点数（加算・減算項目）

項目	点数	必要書類
①生活保護を受給しており、児童が入所すること及び保護者が就労することで自立促進が図られることが確認された場合	+1	生活保護受給中であることが確認できる書類(福祉事務所が発行したものに限る)
②きょうだいが在園している施設を希望する場合	+2	
③本人含めきょうだい3人以上が同時に希望する場合	+2	
④申込年度から起算して、前年度以前に在園している(していた)児童に保育料の滞納がある場合	-20	
⑤市内の認可保育施設、藤沢市在勤者(藤沢市在勤の申込みの就労内定は除く)による在勤要件での申込み(⑥に該当する場合は除く)又は転入予定先の契約書等の提出がない場合	+6 (1)就労証明書(2)保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書 (3)保育士証(幼稚園教諭の普通免許状)の写しの全て	
⑥上記⑤に記載の施設にて、保育補助者として復職するまたは就労内定している場合	+2	(1)就労証明書(2)保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書の全て
⑦市外在住者が育児休業を取得しており、育児休業の延長を許容できるため、利用調整での優先順位が下がつてもよい場合	-10	教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書①、確認事項②にて「B」を選択している場合
⑧保護者が育児休業を取得しており、育児休業の延長を許容できるため、利用調整での優先順位が下がつてもよい場合	-30	
⑨過去3年度以内に内定辞退・内定取り消しをした場合(例:令和5年度中に内定を辞退した場合→令和8年度中の申込みまで該点対象)	-2	
⑩※4月入所審査のみ適用 地域型保育事業等(*2)の卒園に伴い、他の保育施設を利用する場合	+5	

*2 *** 家庭的保育事業、小規模保育事業、藤沢ベビーセンター、ときわぎ保育園2歳コース、湘南台つぼみ、藤沢市年度限定期保育事業

C 調整項目

父母のA基礎点数の表に基づいた点数の高い方を採用します。それに対し、次の該当項目を加減点したものを調整項目の点数とします。

優先順位		要件
高	A	災害
	B	その他
↑	C	ひとり親
	D	疾病・障がい
	E	出産
	F	就労
	G	介護・看護
	I	就学
↓	J	就労内定(開業予定)
低	K	求職中

ひとり親世帯の場合は、A-1基礎点数は11点、
B優先順位はC、C調整項目はひとり親の就労
時間などに準じた点数に各項目の加減点した点
数で審査します。

注意事項

- 転園申請について
転園元の保育施設に入所してから2ヶ月間は、他の新規1入所を希望する児童を優先して内定します。
※児童・きょうだいが別々に入所している等のやせを得ない事情がある場合を除く(申込時にお申し出ください)
- 児童や保育施設の状況により、保育にあたり特別な配慮が必要と判断される児童について
審査順位が上位であっても、受け入れ状況によっては入所を見送る場合があります。
- 内定辞退した場合
令和5年4月以降の審査にて内定辞退後、新たに入所申込みをした場合、再度入所決定するか、減点対象の期間を経過するまで基礎点数が2点減算となります。
- 書類不足の取り扱いについて
書類類不足の場合は、次とおりの審査となります。
・A-1基礎点数(基本)の必要書類がない場合
　求職中の3点として審査を行います。
・A-2基礎点数(加算・減算項目)、C調整項目の必要書類がない場合
　加減点をせずに審査を行います。
- その他
お子様のアレルギーや持病・障がい等の状況により、保育施設の人員体制等から、お子様を安全に保育することができないと判断される場合は、入所見送りとなることがあります。

B 優先順位

父母のそれぞれの項目について、高い方を採用します。

項目		必要書類
①2人以上のきょうだいが同時に1入所を申込する。		+2
②双子・3つ子等(多胎児)が同時に1入所を申込する。		+2
③申込児童を認可保育施設事業所内保育事業を除く、企業主導型保育事業、ベビーシッターのいずれかに有償で3日以上定期的に預けている。※保育休中の場合は除き、市内在住者に限る		+3
④申込児童を認可保育施設以外に有償で週1回以上定期的に預けている認可保育施設の一時預かりは含む)。※保育休中の場合や、親族に預けている場合は除き、市内在住者に限る		+2
⑤父母どちらに住民税(税額控除を除く)が非課税である。		+1
⑥生計を一にしている18歳未満のきょうだいが、申込児童を含め3人以上いる。		+1
⑦申込児童、保護者を除き、同居の家族が身体障がい者手帳(3級以上)、療育手帳もしくは精神障がい者保健福祉手帳の交付、又は要介護認定3、4、5(在宅介護に限る)を受けている。 ※疾病・障がい要件、介護・看護要件の世帯は除く		+2
⑧父母のどちらかが長期入院や単身赴任により昼夜間わざに不在にしている。		+2
⑨入所に伴い、産前産後休暇又は育児休業から復職が見込める。 ※他の事業所で就労や自営等をしている場合を除く		+2
⑩ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいる。 ※申込児童のきょうだい及び調整項目⑦に該当する世帯員を除く		+3

【審査の例】

【申込者の状況】

今回の審査では▲▲保育園の1歳児クラスは空きが1人あり、次の児童Aと児童Bとの2名が申し込みをしている。

▲▲保育園の1歳児クラスを第1希望としている。企業主導型保育事業を週3回以上利用中。

父 …… 月に160時間就労 母 …… 月に120時間就労

→ 他の加減算項目に該当がないければ、基礎点数は19点(母の就労時間)、優先順位はF、調整項目の点数は13点(父の基

成点数10点 + 企業主導型保育事業利用で3点 = 13点)

▲▲保育園の1歳児クラスを第8希望としている。第1～7希望の保育施設は空きがない。育児休業中の母が自宅で保育して

いる。父 …… 離婚しており不在 母 …… 月に170時間就労(育児休業中)

→ 他の加減算項目に該当がないれば、基礎点数は11点(ひとり親世帯)、優先順位はC、調整項目の点数は12点(母の就

労基礎点数10点 + 育児休業からの復職が見込めたため2点 = 12点)

【審査】

児童Bの第1～第7希望の1歳児クラスに空きがあれば審査を行うが、今回は空きがないため審査はできない。

▲▲保育園は児童Bの第8希望だが、▲▲保育園を第1希望にしている児童Aよりも基礎点数が高いため、児童Bが内定となる。

内定後・入所後の注意事項

入所前の面談について

内定後、内定した園と面談(保護者・内定児童と共に)を行い、入所するにあたり、お子様のアレルギーや持病・障がい等の状況を把握し、保育施設の人員体制等、安全な保育体制が整うことが確認できた上で入所が決定となります。

内定月前月末日までに、面談が実施されない場合は、入所の意思がないものとみなし、内定取消となる場合があります。

就労開始・復職について

入所審査時点での状況に応じて、入所後、次の期日までに保護者の方に就労開始や復職等をしていただく必要があります。なお、期日までに就労開始や育児休業からの復職が出来ない場合は退園となりますのでご注意ください。

■育児休業を取得している場合 … 入所した翌月の15日までに復職

※入所決定後、復職せずに退職した場合や、復職後に産前産後休暇や病気休暇などを取得する予定であっても、入所後の翌月15日までに就労を開始(又は育児休業から復職)する必要があります。

■求職中・就労内定中・月64時間未満の就労をしている場合 … 入所から2か月以内に月64時間以上の就労開始

市外在住者について

市外在住の方が藤沢市認可保育施設に内定した場合は、次のことご注意ください。

■転入予定で申込みをしていた場合 … 入所月前月末までに藤沢市への転入手続きをを行い、藤沢市保育課へ所定の書類(内定時にご案内いたします)をご提出ください。なお、転入及び手続の完了が確認できない場合は内定取り消しとなります。

■在勤要件で申込みをしていた場合 … 父母のどちらかが藤沢市に在勤している限りは利用を継続することができます。退職等により、藤沢市への在勤者がいなくなった、又は住民登録地の市区町村において保育の認定がなくなった時点で退園となります。

■湘南ライフタウン内の茅ヶ崎市堤地区(1~110番地)在住の場合 … 左記番地内に居住している限りは利用を継続することができます。茅ヶ崎市堤地区(1~110番地)及び藤沢市以外に転居した、又は茅ヶ崎市において保育の認定がなくなった時点で退園となります。

内定辞退／育休から復職せずに退園する場合

内定辞退をご希望の場合は、保育課及び内定した保育施設へご連絡の上、速やかに「保育施設入所申込取下届・内定辞退届」(入手先はP34の二次元コード①参照)を保育課へ提出し、保護者の本人確認書類のコピーの添付又は窓口で原本をご提示の上、内定辞退の届け出の提出を必ず行ってください。

内定辞退した入所月については、入所保留通知を発行することはできませんので、併せてご承知おきください。また、内定辞退した時点で、辞退した保育施設だけではなく、申込みをした全ての施設について取下げとなります。再度、利用を希望する場合はもう一度全ての書類を提出していただく必要があります。

また、内定辞退したことがある児童が再度保育施設等へ入所申込みをした場合、入所決定するまで、又は3年度経過するまで、基礎点数が2点減算となります。保護者が育休中で申請したものの、入所後復職せずに退園した場合についても同様の扱いとします。(減算年度についてはP18の「☆ 申込みを取り下げる場合」のとおり)

入所後すぐに転園を希望する場合

入所の翌月から転園の申込みをすることが可能ですが、入所から6か月を経過するまでは、原則として新規の申込みをしている方を優先して内定といたします。

入所後市外へ転出する場合

児童が市外へ転出する場合、ご利用いただいている藤沢市認可保育施設は原則退園となります。ただし、転出先での保育施設への入所がかなわない場合は、転出先の市区町村で所定の手続きを行うことにより、その年度内に限り、在園している認可保育施設を継続して利用することができます。また、転出後も父母のいずれかが藤沢市にて在勤・在学している場合は、年度をまたいだ後も藤沢市認可保育施設を継続利用することができます(退職等により、藤沢市への在勤者がいなくなった、又は住民登録地の市区町村において保育の認定がなくなった時点で退園)。

転出後も藤沢市認可保育施設を利用したい場合は、手続きのご案内をいたしますので、転出前に藤沢市保育課へご連絡ください。

長期欠席する場合

連続して2か月以上保育施設を欠席(長期入院や保護者の里帰り出産などを含む)する場合は、原則として退園となります。長期欠席をする予定がある場合は、必ず事前に保育課へご相談ください。

状況が変わった場合

保護者の就労の内容が変わった(転職、育休開始、退職など)、家族構成が変わった(別居、同居、離婚など)等、児童や家族の状況が変わった場合は、その都度所定の書類を提出する必要があります。詳細は、内定・入所後に保育施設又は保育課へお問い合わせください。

よくある質問



Q1: 保育施設の空き状況を知りたい。

A: 藤沢市ホームページにて毎月の審査後(およそ20日頃)に掲載しています。なお、掲載されているデータは随時更新ではありませんので、最新の状況は希望する保育施設へお問い合わせください。また、保育施設の状況によっては、定員上空きがあっても満員まで受け入れをすることができない場合もあります。

Q2: 申込ナビ(この冊子)を読んだけれど、保育施設の申込みや選び方についてより詳しく相談したい。

A: 本冊子でご不明点がございましたら、保育課までお問い合わせください。また、藤沢市では「保育コンシェルジュ」による予約制の相談業務を行っております。詳細はP34のご案内及び二次元コード⑤⑪をご覧ください。

Q3: 見学をしていない保育施設へ入所申込みをすることはできますか？

A: 家庭的保育事業につきましては、見学をしていない場合入所決定をすることができません。他の施設については、見学をしていない保育施設もお申込みは可能ですが、転入予定の方であっても、事前見学を推奨します。なお、持病やアレルギーなどがある場合は、申込み前に必ず保育施設に事前見学又は事前相談をしてください。

Q4: 就労先での育児休業の取得(延長)申請のために、入所保留通知が必要と言われた。

A: 就労先から指定を受けた対象期間をご確認の上、入所申込みを行ってください。いかなる理由においても、申込みをしていない月や申込取下げをした月においての結果通知を発行することはできませんのでご注意ください。
また、審査の結果内定し、内定辞退をした場合には、入所保留通知を発行することはできません(内定通知の発行のみの取り扱いとなる)のでご承知おきください。
なお、就労先によっては申込書類のコピーを保護者へ求めることがあります、原則、申込受付後の申込書類についてはコピーを保育課から交付することはできません。就労先にご確認の上、必要に応じて、申込前にご自身でコピーをおとりください。

Q5: 藤沢市内の認可保育施設と藤沢市外の認可保育施設の両方を申込みたい。

A: 市区町村によってお申込みできる要件が異なりますので、各市区町村にご確認ください。また、申請されたいずれかの施設において内定された場合には、その他市内外全ての保育施設の申込みは次回の審査以降取下げ扱いとなります。また、市内外それぞれの施設において内定され、藤沢市の保育施設を内定辞退する場合には-2点の減算の対象となります。他の認可保育施設へ転園を希望する場合は、改めてお申込みいただく必要がございます。
なお、申請される際は、市内認可保育施設申込み分と、市外認可保育施設申込み分とで1部ずつ書類をご用意ください。

Q6: 小規模保育施設卒園児とそのきょうだいの加点について知りたい。

A: 小規模保育事業の卒園児が卒園時に他園への転園をする際に、卒園児以外で同時に新年度4月からの入所を希望しているきょうだいがいる場合は、卒園児が内定した施設に対するきょうだい加点(基礎点に+2点の加点)は4月2次審査から反映となります(1次審査の時点では同時に小規模保育施設の行き先についても審査をしているため、きょうだいに加点をすることはできません)。詳細は下記例をご確認ください。藤沢ベビーセンター、湘南台つばみ、ときわぎ保育園(2歳コース)卒園児についても同様の取扱いとなります。また、小規模保育事業については定員の弾力化を行い、3歳児まで受け入れが可能な場合もありますので、保育施設へお問い合わせください。

小規模卒園児のきょうだい加点(新年度)の例

(例)

【兄】 藤沢太郎：小規模保育施設 A を 2026 年 3 月に卒園し、A の連携園である認可保育施設 B へ、2026 年 4 月より転園内定。

【妹】 藤沢花子：2026 年 4 月の 1 次審査分から新たに入所申込み。希望園のうち 1 つが認可保育施設 B である。

→ 【4 月 1 次入所審査】この時点では太郎の内定先が決まっていないため、B におけるきょうだい加点を花子に適用することは不可

→ 【4 月 2 次入所審査以降】花子のBの入所審査についてのみ加点(他の保育施設の審査についてはきょうだい加点なし)

Q7: 4月入所の1次申込期間中に、申込みについての質問や相談はできますか？

A: 電話・窓口ともにお問い合わせやご相談は可能です。ただし、その場で申込書類を提出することはできませんのでご了承ください(申込書類・返信用封筒を封筒に封緘した状態で専用BOXに投函していただく形のみ受付可能です)。また、期間中は混雑が予想されますので、日にちに余裕をもってのご相談や、保育コンシェルジュの予約などご検討ください。

Q8: 審査における順位や申込人数などを確認することはできますか？

A: 入所申込み及び審査を行った保育施設のクラスにおける、内定者を含む申込順位については回答できます。ただし、問い合わせは窓口にて書面でご申請いただき、後日回答(最長で2週間後)となりますのでご了承ください。なお、申込人数については、Q1の空き状況同様、藤沢市ホームページに掲載しています。

Q9: 認可保育施設の入所を待っている間、子どもを別のところに預けたい

A: 藤沢市には、一時預かり事業、認可外保育施設、幼稚園、ファミリーサポート事業など、認可保育施設の他にも児童を預ける事業があります。ご家庭の状況にあわせて、利用をご検討ください。詳しくは、施設に直接お問い合わせいただくか、P34の二次元コード⑦、⑨～⑪をご利用ください。

特別保育について

藤沢市では通常保育以外にも多様な保育ニーズに対応できるよう、次のとおり特別保育事業を実施しています。

一時預かり

家庭において保育をうけることが一時的に困難となった児童について、必要な保育を行う事業です。

※利用要件は変更になる可能性があります。詳しくは藤沢市ホームページをご確認ください。

(1)非定型的一時預かり

保護者の就労・就学・職業訓練等の理由により、曜日と時間が固定されている場合、週3日以内で利用できます。利用にあたっては、就労や在学を証明する書類が必要となります。

(2)緊急的一時預かり

通院・冠婚葬祭など社会的にやむを得ない場合、月10日以内で利用ができます。

保護者の出産・入院の場合は1申請で14日以内です。

(3)私的による一時預かり

保護者の育児負担軽減(リフレッシュ)などの私的による場合、月4日以内の利用ができます。

■対象

市内に居住している1歳以上の未就学児(認可保育施設・認定こども園(保育利用)・小規模保育事業・家庭的保育事業を利用している方を除く) ※離乳食の提供はしておりません。

■利用料(内 給食食材料費 220円)

全年齢共通 ★4時間以内 1日 1,200円

★4時間を超える場合 1日 2,400円

※利用料には、給食提供の有無に関わらず、給食食材料費が含まれます。

※P5にて記載の無償化の対象となる場合は、別途、保育課幼児教育(無償化)担当(TEL:0466-50-8226)でのお手続きが必要です。

※給食食材料費は無償化の対象にはなりません。

■保育時間

月～金曜日(ただし保育施設の開所日) 8:30～17:00 のうち 1日当たり最長8時間

■利用手続き

ご利用にあたっては、藤沢市特別保育予約システムへの利用登録が必要です(利用登録後、利用する施設での面接をしていただき、予約が可能となります)。

►藤沢市特別保育予約システム <https://fujisawa.hoiku.michi-shiru.jp/> (P34の二次元コード⑧)

・受け入れの条件については、施設によって異なる場合がありますので、実施施設へお問い合わせください。

・緊急的・私的による一時預かりの予約は利用希望日の1ヶ月前から受付をします。※一部の施設は異なります。

非定型的一時預かりの利用については実施施設にお問い合わせください。

・希望日に多数の利用申請がある場合は、受け入れできない場合があります。

※利用の予約を行った後に、やむを得ずキャンセルする際には、必ず利用日の前日までに実施施設にご連絡ください。

■実施施設(2025年9月時点)

保育施設の状況により、年度途中で中止や実施内容の変更を行うことがあります。

<公立保育園>

・鵠沼保育園 Tel0466-36-4539
・湘南台保育園 Tel0466-43-3809

・善行保育園 Tel0466-81-6195
・小糸保育園 Tel0466-87-9140

<法人立保育園>

・白旗保育園(※) Tel0466-26-3440
・二葉保育園(※) Tel0466-33-1823
・富士見保育園 Tel0466-25-7211
・キティ湘南 C-X Tel0466-30-3515
・グリーンキッズ湘南ライフタウン Tel0466-53-8544
・保育園アーリィズ湘南(※) Tel0466-26-6211
・グリーンキッズ湘南善行駅前 Tel0466-90-3733
・藤沢ひばりっこ保育園 Tel080-9025-6657
・アスク辻堂保育園 Tel0466-30-0380

・村岡保育園 Tel0466-26-6460
・保育園小さなほし Tel0466-41-3660
・グリーンキッズ湘南 Tel0466-81-7300
・湘南まるめろ保育園 Tel0466-36-0500
・たかすな保育園 Tel0466-86-7676
・グリーンキッズ湘南村岡 Tel0466-90-5858
・グリーンキッズ湘南ミナーフ Tel0466-53-7444
・わかたけ保育園 Tel0466-20-5443
・鵠沼げんきっず保育園 Tel0466-35-6655

(※)の施設の予約は、利用希望日の前月1日から受付します。

休日保育

※この事業は認可保育施設・認定こども園(保育利用)を利用、又は家庭的保育事業・小規模保育事業を利用している児童が対象です。

日曜日又は休日において、保護者の就労等により家庭での保育が困難な児童に対して保育を行う事業です。

■実施施設(2025年9月時点)

・キディ鶴沼・藤沢	TEL0466-52-2345	・キディ湘南C-X	TEL0466-30-3515
・どれみチャレッぐらぶ にじ	TEL0466-44-0194		

■対象 生後6か月経過後から小学校就学前までの児童で、認可保育施設・認定こども園(保育利用)を利用していること、家庭的保育事業及び小規模保育事業を利用していること。

■利用料 なし(0円)

■利用時間 日曜日及び祝日(12月29日～1月3日は休所) 7:00～18:00

■利用定員 各施設につき1日おおよそ10名

■利用手続き

①ご利用にあたっては、藤沢市特別保育予約システムへの利用登録が必要です(利用登録後、利用する施設での面接が必要です)。

※面接にて提出が必要な書類については、藤沢市特別保育予約システム上で確認の上、ご持参をお願いいたします。

②利用希望日の前月20日まで(休日等にあたる場合は直前の平日まで)に予約システム上で利用予約をしてください。

→藤沢市特別保育予約システム <https://fujisawa.hoiku.michi-shiru.jp/> (P34の二次元コード⑧)

※認可保育施設等の入所前に、ご利用の登録・申込みは出来ませんのでご注意ください。

病児・病後児保育

※受け入れの条件が施設により異なる場合がありますので、実施施設へお問い合わせください。

子どもが病気やその回復期であり、かつ保護者の就労等により家庭で保育ができない場合に一時的に保育を行う事業です。(市内に在住・在勤・在学の方が利用できます。)

■利用手続き

①ご利用にあたっては、藤沢市特別保育予約システムへの利用登録が必要です(利用登録後、利用する施設での面接をしていただき、予約が可能となります)。

→藤沢市特別保育予約システム <https://fujisawa.hoiku.michi-shiru.jp/> (P34の二次元コード⑧)

②利用前に、医療機関から医師連絡票の発行を受け、利用日当日に持参してください。

病児保育

病気の回復期に至っておらず、集団保育が困難な場合

■実施施設(2025年9月時点)

・長後中央医院併設型 病児ほいくしつ湘南	TEL0466-43-6307
・藤が岡保育園 病児保育室	TEL0466-27-8250
・キディ湘南C-X	TEL080-8701-8912

■利用料 2,000円(1日あたり)

■利用時間

・長後中央医院併設型 病児ほいくしつ湘南
月曜日～金曜日(木曜定休・祝日及び年末年始除く) 8:30～18:00

・藤が岡保育園 病児保育室
月曜日～土曜日(日曜・祝日・12月29日～1月3日は休所) 8:00～18:00

・キディ湘南C-X
月曜日～金曜日(土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日は休所) 8:30～17:30(当面の間)

■利用期間 1回(1疾病当たり7日間まで《原則》)

■利用定員 長後中央医院併設型 病児ほいくしつ湘南:6名、藤が岡保育園 病児保育室:4名
キディ湘南C-X:6名(当面の間4名)

病後児保育

病気の回復期にあり、集団保育が困難な場合

■実施施設(2025年9月時点)

・キディ鶴沼・藤沢	TEL0466-52-2345	・保育園小さなほし	TEL0466-41-3660
-----------	-----------------	-----------	-----------------

■利用料 1,500円(1日あたり)

■利用時間 月曜日～土曜日(日曜・祝日・12月29日～1月3日は休所)
7:00～18:00(土曜日は17:00まで)

■利用期間 1回(1疾病当たり7日間まで《原則》)

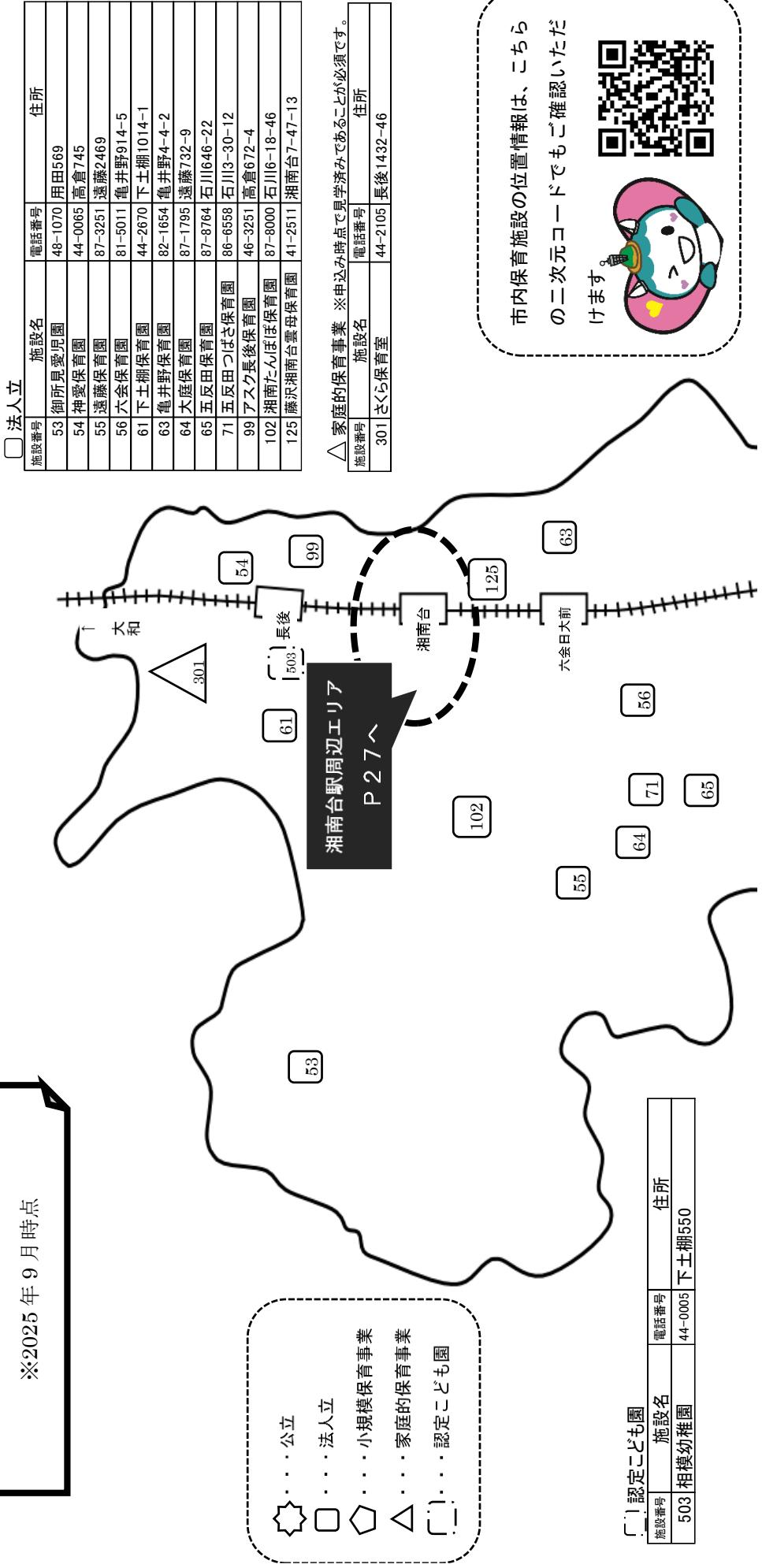
■利用定員 キディ鶴沼・藤沢5名、保育園小さなほし6名
※定員を超えての受け入れはできません。

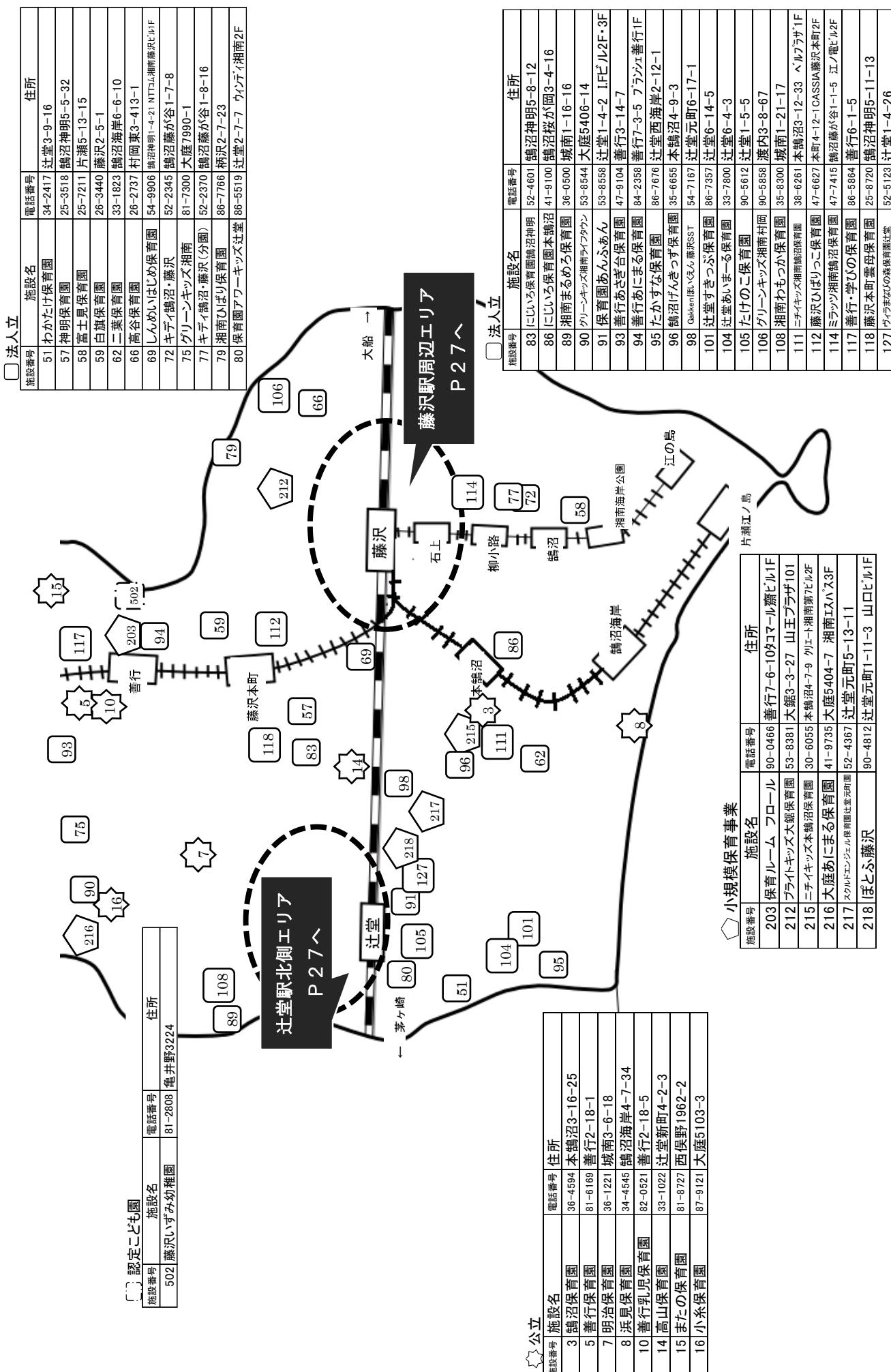


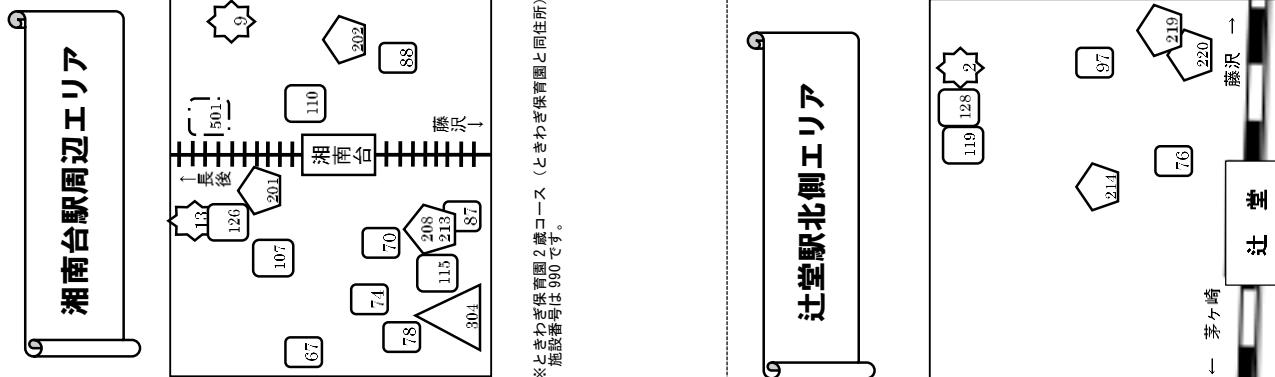
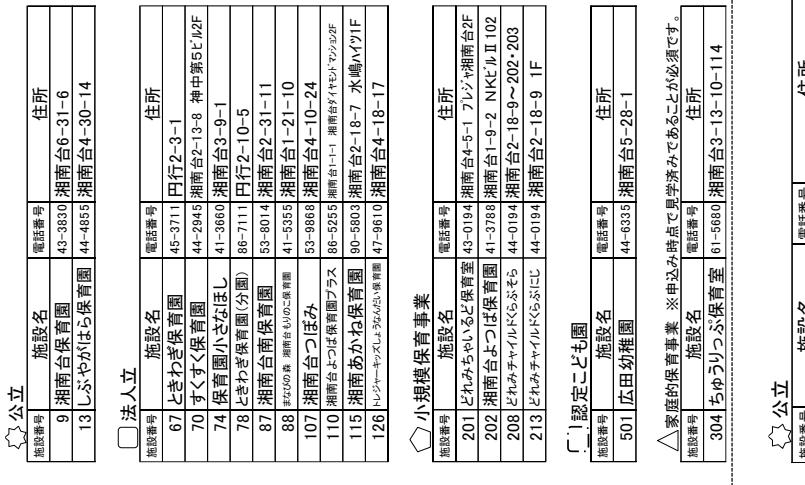
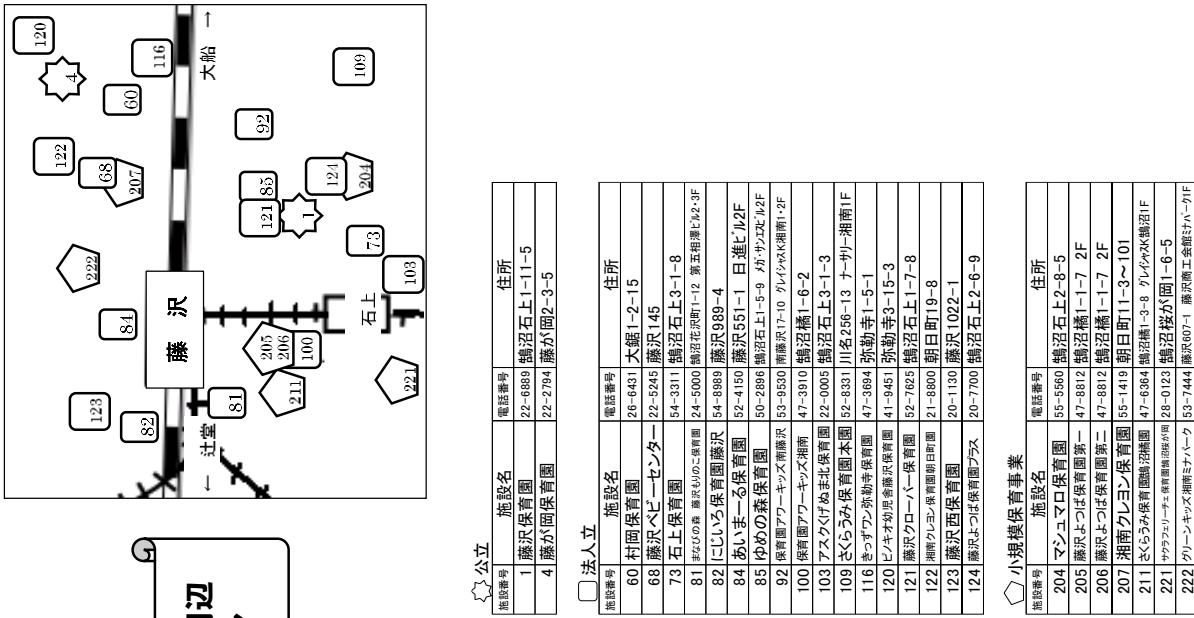
特別保育の実施施設は、年度途中で変更になる場合があります。
最新の情報は、保育課にお問い合わせくださいか、藤沢市ホームページ(P34)でご確認ください。

認可保育施設マップ

※2025年9月時点







認可保育施設基本情報

※下記の表をご覧いただく際の注意点※

- 児童の発達状況等によつては頃か時間が変わる場合があります。
- 保育施設の状況等によつては、規定の日輪での対応ができない場合もあります。
- 最新の状況は各施設にご確認ください。
- 駐車場
- 施設番号の後ろに「★」マークがついている園については3歳児以降(68 藤沢ベビーセンター 及び 107 湘南台つまみは4歳児以降)に必ず施設まで詳細は施設まで直接お問い合わせください。
- 家庭的保育事業(301さくら保育室 及び 304 ちゅういちづく保育室)については希望前に必ず事前見学が必要です。

各園独自のHP、園庭の有無、
近くの公園の情報などについては、P34の二次元コード⑥
からご確認ください！



施設番号	施設名	定員					預かり時間(月～金曜日)	預かり時間(土曜日)	受入月輪	駐車場	備考(多拠点情報等)	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳						
1	藤沢保育園	15	25	30	35	37	38	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
2	辻堂保育園	15	25	30	35	37	38	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
3	鶴沼保育園	9	15	18	20	21	27	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
4	藤が岡保育園	12	20	24	28	28	28	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
5	善行保育園				38	40	40	7:00～19:00	7:00～18:00	3歳児クラスより	○	
7	明治保育園	6	10	12	17	22	23	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
8	浜見保育園	9	15	18	20	28	30	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
9	湘南台保育園	9	15	18	20	28	30	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	×	
10	善行乳児保育園	12	20	28			7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	×	・園舎移転予定有り(令和8年度半ば、善行市民センター・ ・施設老朽化等の状況を踏まえ開園について検討を行う施 設	
13	しづやがら保育園	15	20	24	26	27	28	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	・園舎移転予定有り(令和8年度半ば、善行市民センター・ ・施設老朽化等の状況を踏まえ開園について検討を行う施 設
14	高山保育園	9	15	18	20	28	30	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	×	・園舎移転予定有り(令和8年度半ば、善行市民センター・ ・施設老朽化等の状況を踏まえ開園について検討を行う施 設
15	またの保育園	6	9	15	20	20	20	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	・施設老朽化等の状況を踏まえ開園について検討を行う施 設
16	小糸保育園	9	15	18	20	28	30	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	・施設老朽化等の状況を踏まえ開園について検討を行う施 設

法人立	施設番号	施設名	定員					預かり時間(月～金曜日)	受入月齢	駐車場	備考(移転情報等)
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳				
51	わがたけ保育園		12	18	18	18	18	18:00～19:00	7:00～18:00 ※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満6ヶ月より	○
53	御所見愛児園		15	22	26	28	29	30:7:00～19:00	7:00～18:00 ※0歳児クラスは要相談	満5ヶ月より	○
54	神愛保育園		9	15	20	24	26	7:00～19:00 ※1歳未満は7:30～18:00	7:30～17:00 ※離乳食終了から	満6ヶ月より	○
55	遠藤保育園		12	15	18	25	25	7:30～18:00(0～1歳クラス) 7:00～19:00(2歳クラス～)	7:30～12:30(0歳児クラス) 7:30～16:45(1歳クラス～) ※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満6ヶ月より	○
56	六会保育園		12	15	18	25	25	7:30～18:00(0～1歳クラス) 7:00～19:00(2歳クラス～)	7:30～12:30(0歳児クラス) 7:30～16:45(1歳クラス～) ※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満6ヶ月より	○※
57	神明保育園		12	16	19	26	26	7:30～18:00(0歳児クラス) 7:00～19:00(1歳児クラス～)	7:30～14:00(0歳児クラス) ※0歳児は離乳食終了から(要相談) 7:00～17:00(1歳児クラス～)	満6ヶ月より	○※
58	富士見保育園		12	20	24	27	30	7:15～19:15 標準時間保育は7:15～18:15	7:30～17:00 ※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満6ヶ月より	○※
59	白旗保育園		12	17	20	23	24	7:15～18:15(0歳児クラス) 7:15～18:45(1歳児クラス～) ※満1歳未満では8:30～17:00 標準時間保育は7:15～18:15	7:30～17:00 ※満1歳未満では8:30～17:00 ※離乳食見は15:00まで	満5.5ヶ月より	×
60	村岡保育園		9	18	21	24	24	8:00～18:00(1歳児未満) 7:00～19:00(1歳児以上)	7:30～17:00(1歳児以上) ※0歳児クラスは要相談	満6ヶ月より	○
61	下土棚保育園		12	18	22	24	24	7:15～18:15(0歳児クラス) 7:15～18:45(1歳児クラス～) ※満1歳未満では8:00～17:30 標準時間保育は7:15～18:15	8:00～12:30(1歳未満) 7:30～17:00(満歳以上) ※0歳児クラスは要相談	満6ヶ月より	○
62	一葉保育園		9	20	24	24	24	7:15～18:15(0歳児クラス) 7:15～18:45(1歳児クラス～) ※満1歳未満では8:30～17:00 標準時間保育は7:15～18:15	8:30～17:00(0歳児クラス) 7:30～17:00(1歳児クラス～) ※満1歳未満では12:30まで ※離乳食見は15:00まで	満5.5ヶ月より	○
63	龜井野保育園		10	20	24	24	24	7:30～18:00(0～1歳クラス) 7:00～19:00(2歳クラス～)	7:30～16:00 ※満1歳未満は12:30まで	満6ヶ月より	○
64	大庭保育園		12	17	22	24	25	7:00～19:00	7:30～17:00	満5ヶ月より	○
65	五反田保育園		12	25	28	28	29	7:00～19:00	7:30～17:00	満6ヶ月より	○※
66	高谷保育園		12	20	24	24	24	7:00～19:00	7:00～18:00	満5ヶ月より	○
67	ときわぎ保育園		15	25	25			7:00～19:00	7:30～17:00	満6ヶ月より	○
990★	ときわぎ保育園(2歳コース)			5	5		7:00～19:00		7:30～17:00	1歳児クラスより	○

法人立

・3歳児クラスからは「78 ときわぎ保育園分園」に転園となります。

法人立	施設番号	施設名	定員					預かり時間(月～金曜日)	受入月齢	駐車場	備考(移転情報等)
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳				
68★	藤沢ベビーセンター	11 15 15 15	7:30～20:00 標準時間保育は7:30～18:30	8:30～17:00(0歳児クラス) 満1歳の誕生日から7:30～18:00(要相談)	7:30～19:00 標準時間保育は7:30～18:30	7:30～17:00(1歳児クラス～) ※0歳児クラスは要相談	7:30～19:00 標準時間保育は7:30～18:30	満2ヶ月より	○		
69	しんめいはじめ保育園	9 15 16 16 17	17	17	17	17	17	満1歳の誕生日から7:30～18:00(要相談)	満6ヶ月より	○※	
70	すくすく保育園	6 9 12 12	12	12	12	12	12	7:00～19:00(1歳児クラス～)	満5ヶ月より	×	
71	五反田つばさ保育園	9 15 24 24 24	24	24	24	24	24	7:00～19:00	満6ヶ月より	○※	
72	キディ鶴沼・藤沢	12 15 18 20 26	27	27	27	27	27	7:00～20:00	満3ヶ月より	○	
73	石上保育園	6 8 10 12 12	12	12	12	12	12	7:00～19:00 ※0歳児の延長保育は要相談	満5ヶ月より	○※	
74	保育園小さなまほし	6 12 12 12 12	12	12	12	12	12	7:00～20:00	満2ヶ月より	○※	
75	グリーンキッズ湘南	15 20 24 27 27	27	27	27	27	27	7:00～20:00	満6ヶ月より	○	令和8年4月から預かり時間(月～金曜日)が7:00～19:00に変更になる可能性があります。
76	キディ湘南C-X	24 35 39 44 44	44	44	44	44	44	7:00～20:00	満6ヶ月より	×	
77	キディ鶴沼・藤沢(分園)	6 6 6 6 6	6	6	6	6	6	7:00～20:00	満3ヶ月より	○	・4歳児クラスからは「72 キディ鶴沼・藤沢本園」に転園となります。
78	ときわざ保育園(分園)	25 25 25 25 25	25	25	25	25	25	7:00～19:00	ときわざ保育園(本園)での合同保育	3歳児クラスより	○
79	湘南ひばり保育園	15 20 24 26 27	27	28	28	28	28	7:00～19:00 ※0歳児の延長保育は要相談	満6ヶ月より	○	
80	保育園アーキッズ計堂	15 20 24 27 27	27	27	27	27	27	7:00～19:00	満6ヶ月より	×	
81	おなびの森 藤沢モリのこ保育園	6 10 12 14 14	14	14	14	14	14	7:00～20:00	満6ヶ月より	×	
82	にじいろ保育園藤沢	6 12 14 16 16	16	16	16	16	16	7:00～20:00	満6ヶ月より	○※	
83	にじいろ保育園鶴沼神明	6 12 14 16 16	16	16	16	16	16	7:00～20:00	満6ヶ月より	○※	
84	あいまーる保育園	6 8 9 9 9	9	9	9	9	9	7:00～20:00	生後57日より	×	
85	ゆめの森保育園	6 10 12 14 14	14	14	14	14	14	7:00～19:00	満6ヶ月より	×	
86	にじいろ保育園本鶴沼	6 12 14 16 16	16	16	16	16	16	7:00～20:00	生後57日より	×	
87	湘南台南保育園	9 12 12 13 13	13	13	13	13	13	7:00～19:00 ※離乳食未完了児は延長保育は要相談	満6ヶ月より	○	

法人立	施設番号	施設名	定員					預かり時間(月～金曜日)	預かり時間(土曜日)	受入月齢	駐車場	備考(移転情報等)
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳					
88	まなみの森 湘南台もりのこ保育園	6 16 17 17 17	7:00～20:00					7:00～19:00		満6ヶ月より	○※	
89	湘南まるめる保育園	9 15 16 16 16	7:00～19:00					7:00～19:00	※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満6ヶ月より	○	
90	グリーンキッズ湘南ライフタウン	8 12 16 18 18	7:00～19:00					7:00～18:00		満6ヶ月より	○	
91	保育園あんぶあん	6 10 11 11 11	7:00～19:00					7:00～18:00		満2ヶ月より	×	
92	保育園アーキッズ南藤沢	9 15 18 23 23	7:00～19:00					7:00～18:00	※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満6ヶ月より	×	
93	善行あさぎ保育園	4 8 9 9 9	7:00～19:00					7:00～18:00		満5ヶ月より	○	
94	善行あにまる保育園	2 3 4 8 8	7:00～19:00					7:00～18:00	※延長保育は離乳食終了から(要相談)	満6ヶ月より	○	
95	たかすな保育園	9 18 20 22 22	7:00～19:00					7:00～18:00		満6ヶ月より	○	
96	鶴沼げんきっず保育園	6 15 15 18 18	7:00～19:00					7:00～19:00		満6ヶ月より	○※	
97	アスク社堂保育園	6 10 11 11 11	7:00～20:00					7:00～18:00		満2ヶ月より	○	
98	Gakkenまいえん藤沢SST	6 10 11 11 11	7:00～20:00					7:00～18:00		生後57日より	×	
99	アスク長後保育園	6 10 11 11 11	7:00～20:00					7:00～18:00		満2ヶ月より	○	
100	保育園アーキッズ湘南	9 15 24 24 24	7:00～19:00					7:00～18:00	※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満6ヶ月より	×	
101	辻堂すきっぷ保育園	6 10 11 11 11	7:00～20:00					7:00～18:00		生後57日より	○	
102	湘南たんぽぽ保育園	6 10 15 15 16	8:00～18:15(0歳児クラス) 標準時間保育は7:15～18:15					7:30～17:30	※0歳児クラスは要相談	満6ヶ月より	○	
103	アスクくげぬま北保育園	6 15 15 18 18	7:00～20:00					7:00～18:00		満2ヶ月より	○※	
104	辻堂あいまーる保育園	3 10 11 12 12	7:00～20:00					7:00～18:00		生後57日より	○	
105	たけのこ保育園	6 8 10 12 12	7:00～19:00					7:00～18:00	※0歳児は離乳食終了から(要相談) ※わがたけ保育園での合同保育	満6ヶ月より	×	
106	グリーンキッズ湘南村岡	8 15 16 17 17	7:00～19:00					7:00～18:00		満6ヶ月より	○	
107★	湘南台つまみ	6 15 17 22	7:00～19:00					7:00～18:00		満5ヶ月より	○※	
108	湘南わちつか保育園	6 18 18 22 22	7:00～19:00					7:00～19:00	※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満6ヶ月より	○	

法人立	施設番号	施設名	定員					預かり時間(月～金曜日)	受入月齢	駐車場	備考(移転情報等)	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳					
109	さくらうみ保育園	本園	6	10	12	12	12	12	7:00～18:00 ※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満4ヶ月より	○	
110	湘南台よつば保育園	プラス	6	10	12	12	12	12	7:30～19:30(18:30～延長保育)	満6ヶ月より	○	
111	ニチイキッズ湘南鵠沼保育園		6	10	12	12	12	12	7:00～19:00 (18:00～19:00延長保育)	生後7日より	○※	
112	藤沢ひばりっこ保育園		6	12	18	18	18	18	7:00～20:00 ※予防接種必須	満6ヶ月より	○	
114	ミラツツ湘南鵠沼保育園		6	14	15	15	15	15	7:00～18:00 ※1歳児クラスから	満6ヶ月より	○	
115	湘南あかね保育園		6	10	12	12	12	12	7:00～18:00 ※0歳児は離乳食終了後(完了食に移行してから)。延長保育も同様です。	生後7日より	×	
116	きつずん弘亦町寺保育園		6	10	12	12	12	12	7:00～19:00 ※0歳児クラス要相談	満5ヶ月より	○	
117	善行・学びの保育園		6	12	12	12	12	12	7:00～18:00 ※0歳児は離乳食終了後(完了食に移行してから)。	満6ヶ月より	○	
118	藤沢本町豊母保育園		6	10	11	11	11	11	7:00～20:00	生後57日より	×	
119	辻堂ももはな保育園		6	10	12	12	12	12	7:00～19:00 ※0歳児は離乳食終了から	満5ヶ月より	○	
120	ピノキオ幼稚園藤沢保育園		3	15	15	15	15	15	7:00～20:00 ※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満6ヶ月より	○	
121	藤沢クローバー保育園		6	15	17	17	17	18	7:00～19:00(18:00～延長保育)	生後60日より	×	
122	湘南クロヨン保育園明日町園		6	10	12	12	12	12	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
123	藤沢西保育園		3	10	12	15	15	15	7:00～18:00	生後57日より	○	
124	藤沢よつば保育園	プラス	3	10	12	12	12	12	7:15～18:45(18:15～延長保育)	満6ヶ月より	○※	
125	藤沢湘南台雲母保育園		6	10	11	11	11	11	7:00～18:00(18:00～延長保育)	生後57日より	○	
126	トライマなみびの森保育園	トライマなみびの森保育園	6	8	10	12	12	12	7:00～19:00	生後57日より	○※	
127	ヴィラまなびの森保育園	トライマなみびの森保育園	6	10	11	11	11	11	7:00～19:00	満6ヶ月より	×	
128	きのこ保育園		6	12	18	18	18	18	7:00～18:00	満6ヶ月より	×	・令和7年9月開園

小規模 保育事業		施設名	定員					預かり時間(月～金曜日)	預かり時間(月～金曜日)	受入月齢	駐車場	備考(移転情報等)
201★	どれみちやいるど保育室	19	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	7:00～20:00	7:00～18:00	満1ヶ月より	○
202★	湘南台よつば保育園	19							7:30～19:30(18:30～延長保育)	7:30～19:00(18:30～延長保育)	満6ヶ月より	×
203★	保育ルーム フロール	19							7:15～19:30	7:15～18:15	満4ヶ月より	○
204★	マシユマロ保育園	19							7:00～20:00	7:00～18:00	生後57日より	×
205★	藤沢よつば保育園第一	19							7:20～19:20(18:20～延長保育)	7:20～18:50(18:20～延長保育)	満5ヶ月より	×
206★	藤沢よつば保育園第二	19							7:20～19:20(18:20～延長保育)	7:20～18:50(18:20～延長保育)	満5ヶ月より	×
207★	湘南フレヨン保育園	12							7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○
208★	どれみチャイルドくらぶそら	19							7:00～20:00	7:00～20:00	満1ヶ月より	○
211★	さくらみみ保育園海浜幕張園	19							7:00～18:00(0歳児クラス～) 7:00～19:00(1歳児クラス～)	7:00～18:00	満3ヶ月より	×
212★	ライトキッズ大鰐保育園	19							7:00～19:00	7:00～19:00	満5ヶ月より	○
213★	どれみチャイルドくらぶにじ	19							7:00～20:00	7:00～20:00	満1ヶ月より	○
214★	キッズ大塩minidoll園	19							7:00～19:30	7:00～18:00	満5ヶ月より	×
215★	ニチイキッズ本鰐沼保育園	19							7:00～19:00	7:00～19:00	生後57日より	○
216★	大庭あいまる保育園	19							7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○
217★	スクリュンジエール保育園辻 堂元町園	19							7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○
218★	ほとひる藤沢	19							7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	×
219★	ブリーズキッズ保育園	19							7:00～19:00	7:00～19:00	生後57日より	○
220★	ブリーズキッズ保育園	19							7:00～19:00	7:00～19:00	生後57日より	×
221★	サクラブリーチエ保育園	19							7:00～19:00	7:00～19:00	生後57日より	×
222★	グリーンキッズ湘南ミナバーグ	19							7:00～19:00(18:00～延長保育)	7:00～18:00 ※0歳クラスは満1歳から(要相談)	満6ヶ月より	×
家庭的 保育事業		施設名	定員					預かり時間(月～金曜日)	預かり時間(月～金曜日)	受入月齢	駐車場	備考(移転情報等)
301★	さくら保育室	5	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	7:30～18:00		満6ヶ月より	○ 申し込み前に必ず事前見学が必要です。
304★	ちゅうりつぐるみ保育室	5							8:00～18:00		満6ヶ月より	○ 申し込み前に必ず事前見学が必要です。
認定 こども園		認定こども園	定員					預かり時間(月～金曜日)	預かり時間(月～金曜日)	受入月齢	駐車場	備考(移転情報等)
501	広田幼稚園		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	30	7:30～18:30	3歳児クラスより	×
502	藤沢いすみ幼稚園								30	7:30～18:30	3歳児クラスより	○
503	相模幼稚園								20	7:30～18:30	3歳児クラスより	○

保育コンシェルジュについて

申込ナビを読んだけれどもっと聞きたい、書類の書き方について教えてほしい、引っ越ししてきたばかりでどんな保育施設があるのか分からない…保育施設に関するご相談をコンシェルジュがお伺いします。直接お越しのことが難しい方は、電話相談での対応も可能です。完全予約制で、藤沢市市民ポータルサイト(ふじまど)を利用したオンライン予約となります。「二次元コード集」にある⑬保育コンシェルジュ予約からご予約ください。※電話予約不可

※アカウント登録が必要です。

※60日先までの予約が可能です。

■市役所本庁舎

相談受付日 月～金曜日(土日祝日除く)

実施時間 1組 1時間(ピーク期間では実施時間を短く設定する場合があります)

場所 市役所本庁舎 3階 保育課

■出張相談

相談受付日・実施時間 次の「二次元コード集」⑤にてご確認ください。

場所 湘南台市民センター(子ども室)、辻堂子育て支援センター、六会子育て支援センター

なお、当事業は、状況により予告なく中止や変更をする場合がありますので、ご了承ください。



二次元コード集

①申込書類について



④4月1次の申込結果について



⑦特別保育(一時預かり、休日保育、病児・病後児保育)について



⑩幼稚園・幼児教育施設について



⑬保育コンシェルジュ予約



②保育施設の空き状況について(5月以降の入所分)



⑤保育コンシェルジュについて



⑧藤沢市特別保育予約システム



⑪ファミリーサポート事業について



③保育施設の申込み状況について(5月以降の入所分)



⑥認可保育施設一覧



⑨認可外保育施設について



⑫市内認可保育施設での医療的ケアが必要なお子様の受け入れについて



申込書類を提出する前に確認！

- ・締め切りは間に合っていますか？提出書類はそろっていますか？
→P 8～P10、P13～P15を確認しましょう
- ・希望する保育施設は全部漏れなく記入していますか？
→P 28～P33を確認しましょう
- ・申込書類の書き間違えや未記入部分はありませんか？
→P 35～P44を確認しましょう



申込書類の記入例

教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書①

教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書										令和8年度			
<p>藤沢市長宛</p> <p>《市使用欄》 □転居 □2人目 □育休B □当月のみ □出産 変更届: ① 年 月 日 ② 年 月 日 ③ 年 月 日 ④ 年 月 日 ⑤ 年 月 日</p>													
<p>次のとおり、子どものための教育・保育給付に係る認定を申請するとともに、児童が保育を受けることを希望し、認可保育施設の利用を申込みます。</p> <p>・次の欄について、記入及び□に✓を入れてください。 ・申込ナビP35~41の記入例等をご確認の上、記入の不備や、未記入部分がないようにしてください。</p>													
住所	〒 ▲▲▲-▲▲▲ 藤沢市 朝日町●●番地の● ○○マンション101号室					携帯番号(父) * * * - * * * - * * * - * * *							
						携帯番号(母) * * * - * * * - * * * - * * *							
申込児童	氏名・ふりがな	性別	生年月日	マイナンバー・年齢	児童の状況								
	ふじさわ きゅんすけ	□男 □女	2022年 7月 1日	2022年 7月 1日	きょうだい含め、申し込む児童全員をここに記入してください。								
	藤沢 きゅん介	□男 □女	2024年 8月 2日	2024年 8月 2日	例1: 兄が転居申請、弟が新規入所申込みをする場合 例2: 姉が以前より入所申込みをしており、妹が令和7年度から新規入所申込みをする場合 …などに該当する場合も、きょうだい2人の氏名等をここに記入してください。								
	ふじさわ きゅんな	□男 □女	2026年 4月 1日	2026年 4月 1日	0歳児が申し込む場合、必ず入所時点に希望施設の受け入れ年齢に達することができるかの確認をしてください。								
	藤沢 きゅん奈	□男 □女	2026年 4月 1日	2026年 4月 1日	どちらかチェックを入れて下さい								
4月入所申込みの場合は記入してください			2026年4月入所申込みの保育希望開始時期			2026年4月以降保育希望開始時期			保育希望終了時期				
<input type="checkbox"/> 4月1次から申込み			<input type="checkbox"/> 4月2次から申込み			<input type="checkbox"/> 新規申込み <input type="checkbox"/> 継続申込み 令和7年度第1希望			年 月 1 日から				
									<input type="checkbox"/> 就学前まで <input type="checkbox"/> 年 月 日まで				
希望保育施設番号・保育施設名				見学の有無・希望理由				希望保育施設番号・保育施設名					
第1希望	施設番号	施設名	見学	□未	□済	第7希望	施設番号	施設名	見学	□未	□済		
	0 0 1	藤沢保育園	見学	□未	□済		施設番号	施設名	見学	□未	□済		
	0 0 2	辻堂保育園	見学	□未	□済		施設番号	施設名	見学	□未	□済		
	0 0 3	鶴沼保育園	見学	□未	□済		施設番号	施設名	見学	□未	□済		
			希望理由	施設番号と施設名が違う場合は施設名優先しての申込となります。			希望理由		希望理由				
<p>施設番号についてP28~P33を参照してください</p> <p>「代表者」欄にご記入いただいた方へ、原則、審査の結果通知や入所後の案内書類などをお送りいたします。ご家庭で検討していただいた上でご記入ください。</p> <p>藤沢市外の保育施設を希望する場合は、施設名の末尾に【市町】が違う場合は施設名優先しての申込となります。</p>													
生計申請は児童居宅代表者以外の同一	統柄	氏名・ふりがな	年齢	同居・別居	勤務先・就学先・在園名								
	代表者	□父 □母	ふじさわ きゅんこ	1990年 1月 1日	2026年4月1日時点での年齢 : 36歳	□同居 □別居	◆◆信用金庫 ○○支店						
			藤沢 きゅん子										
	世帯の状況	□父 □母	ふじさわ きゅんいちろう	1990年 2月 2日	2026年4月1日時点での年齢 : 36歳	□同居 □別居	株式会社☆☆ ▼▼営業所						
			藤沢 きゅん一郎										
	生計申請は児童居宅代表者以外の同一	兄	ふじさわ きゅんた	2015年 3月 3日	2026年4月1日時点での年齢 : 11歳	□同居 □別居	■■小学校						
			藤沢 きゅん太										
	生計申請は児童居宅代表者以外の同一	祖父	くげぬま ふじたろう	1960年 4月 4日	2026年4月1日時点での年齢 : 66歳	□同居 □別居	レストラン◇◇						
		鶴沼 ふじ太郎											
生計申請は児童居宅代表者以外の同一	祖母	くげぬま ふじみ	1960年 5月 5日	2026年4月1日時点での年齢 : 66歳	□同居 □別居	なし							
		鶴沼 ふじ美											
<p>上記申込児童・代表者・同居家族の中で、障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けている方がいましたら、全員の名前を下の欄に記入し、手帳のコピーをご提出ください。</p> <p>交付を受けている方の氏名</p> <p>鶴沼 ふじ美</p> <p>障がい者手帳・療育手帳の交付を受けているご家族がいる場合は、全員記入してください。</p>													
<p>R7→R8 希望園変更 R7→R8 点数変更 R7→R8 ()</p>													

教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書②

1 確認事項

①表面に記入していただいた希望月での入所がかなわなかった場合、本申請を継続しますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい(2027年3月入所まで毎月審査を行います) <input type="checkbox"/> いいえ(申込日のみ審査を行い、審査後は申請を自動的に取下げ扱いとします)	
②2025年1月1日時点の父母の住民登録地	□ 藤沢市内	<input checked="" type="checkbox"/> 藤沢市外 →申込ナビP13のとおり住民税課税証明書をご提出ください (当時の登録地: ○○ 都・道・府・県 △△ 市・区・町・村)
③2026年1月1日時点の父母の住民登録地	□ 藤沢市内	<input checked="" type="checkbox"/> 藤沢市外 →申込ナビP13のとおり住民税課税証明書をご提出ください (当時の登録地: ○○ 都・道・府・県 △△ 市・区・町・村)
④現在生活保護を受給していますか	□ いいえ	<input type="checkbox"/> はい 右側の項目に該当する場合は、それに付随する案内を必ず確認の上、必要箇所の記入や書類提出などをご確認ください。
⑤家族の中で障がい者手帳又は療育手帳を受けている人はいますか	□ いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい 右側の項目に該当する場合は、それに付随する案内を必ず確認の上、必要箇所の記入や書類提出などをご確認ください。
⑥父母のいずれかが、市内の認可保育施設又は藤沢型認定保育施設、幼稚園で、保育士又は幼稚園教諭、保育補助者として、入所に伴い育児休業から復職又は就労開始する予定はありますか	□ いいえ	<input type="checkbox"/> はい →申込ナビP13に記載の必要書類をご用意ください 出産要件として申込みする方のみ <input checked="" type="checkbox"/>
⑦児童の母に出産予定があり、出産要件(産前産後休業後退園)として申込みますか	□ いいえ	<input type="checkbox"/> はい →右ページ3-2の⑥をご記入の上、母子手帳のコピーをご用意ください 入所後、産後休業後取得後に退園となります。 ※出産要件として申込みをした場合、出産要件からの変更はできません。
⑧申込児童はきょうだい全員で2人以上いますか	□ いいえ	<input type="checkbox"/> はい →裏面5をご記入ください (未記入の場合、きょうだい条件<1>として審査させていただきます)
⑨父母のうち、不在又は児童と離別、別居している方はいますか	□ いいえ	<input type="checkbox"/> はい →下の項目を回答してください <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 父母のどちらかが不在である場合は回答してください </div> <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他() →事実発生日: 年 月 日 →申込ナビP13に記載の必要書類をご用意ください <input type="checkbox"/> 単身赴任中 <input type="checkbox"/> 入院中
⑩父母のうち、会社勤めではない就労をしている(自営業・個人事業主など)、又は会社役員の方はいますか	□ いいえ	<input type="checkbox"/> はい →申込ナビP14をご確認の上、必要書類をご用意ください
⑪父母のうち、育児休業を取得している方はいますか	□ いいえ	<input type="checkbox"/> はい →復職等について、 下のA又はBを選択 してください <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 父母のどちらかが育児休業を取得している場合は回答してください </div> <input type="checkbox"/> A 保育施設に入所でき次第、翌月の15日までに復職したい <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> B 希望する保育施設等へ入所できない場合は、育児休業の延長を許容できるため、利用調整での優先順位が下がってもよい ※Bを選択した場合、審査の際に基礎点数を減算(-30点)します。 ※市外在住で藤沢市在勤の方については、Bの適用はできません。 </div>
⑫事前見学・問い合わせ等をしていない希望施設がある(表面の希望保育施設欄に見学「□未」にチェックがある)方は、見学予定日などありましたら記入をしてください。		第1希望 年 月 日 第6希望 年 月 日 第2希望 年 月 日 第7希望 年 月 日 第3希望 年 月 日 第8希望 年 月 日 第4希望 年 月 日 第9希望 年 月 日 第5希望 年 月 日 第10希望 年 月 日

2 祖父母の状況(離別・死別等連絡が取れない状態の場合は氏名欄にその旨をご記入ください)

氏名		生年月日	住所		
父方	祖父	年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 (表面に記入してください)	<input type="checkbox"/> 別居 (住所:)	
	祖母	年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 (表面に記入してください)	<input type="checkbox"/> 別居 (住所:)	
母方	祖父	年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 (表面に記入してください)	<input type="checkbox"/> 别居 (住所:)	
	祖母	年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 (表面に記入してください)	<input type="checkbox"/> 别居 (住所:)	
《市使用欄》 受付者:		本人確認書類	父・母・()	免許証・マイナンバーカード・()	
不足書類 (不足・返送)		<input type="checkbox"/> 課税証明書(父・母) <input type="checkbox"/> 就労証明書(父・母) <input type="checkbox"/> 保育証明書() <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 診断書() <input type="checkbox"/> マイナンバーカード() <input type="checkbox"/> その他()			
案内事項		<input type="checkbox"/> 育児休業延長時の就労証明書再提出について <input type="checkbox"/> ひと月のみ申請の自動取下げについて <input type="checkbox"/> 出産前後の取り扱いについて <input type="checkbox"/> 次年度への継続申込みについて <input type="checkbox"/> その他()			

教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書③

3-1 保育の必要性事由(保育認定を受けるにあたり、必要な要件に✓を記入してください)

父	母	具体的な内容
<input checked="" type="checkbox"/> 就労・就労内定	<input checked="" type="checkbox"/> 就労・就労内定	→ 下記①就労・内定を記入してください
<input type="checkbox"/> 求職活動	<input type="checkbox"/> 活動	→ 下記②求職活動を記入してください
<input type="checkbox"/> 就学	父母の状況に基づいて記入してください(複数選択可)	→ 下記③就学を記入してください
<input type="checkbox"/> 疾病・障がい	障がい	→ 下記④疾病・障がいを記入してください
<input type="checkbox"/> 介護・看護	<input type="checkbox"/> 介護・看護	→ 下記⑤介護・看護を記入してください
<input type="checkbox"/> 出産	<input type="checkbox"/> 出産	→ 下記⑥出産・出産予定を記入してください
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他	→ ()

3-2 保育の必要性事由(詳細)

	父	母
①就労・内定	<p>就労先 名称: 株式会社☆☆ ▼▼営業所 住所: △△県△△市○○区□□町△△番地</p> <p>就労開始(予定)時期 <input checked="" type="checkbox"/> 2010年 4月 1日 から (<input checked="" type="checkbox"/> 就労(在籍)中 <input type="checkbox"/> 口就労内定) <input type="checkbox"/> 保育施設に入所でき次第直ちに就労開始</p> <p>育児休業の取得(予定)時期 年 月 日 ~ 年 月 日</p>	<p>就労先 名称: 株式会社☆☆ ▼▼営業所 住所: 神奈川県△△市□□町△△番地</p> <p>就労開始(予定)時期 <input checked="" type="checkbox"/> 2013年 4月 1日 から (<input checked="" type="checkbox"/> 就労(在籍)中 <input type="checkbox"/> 口就労内定) <input type="checkbox"/> 保育施設に入所でき次第直ちに就労開始</p> <p>育児休業の取得(予定)時期 2023年 9月 28日 ~ 2026年 2月 1日</p>
②求職活動	<p>審査の結果入所できなかつた場合の、求職活動の予定について</p> <p><input type="checkbox"/> 求職活動(又は起業準備)は一旦休止し、入所が決まり次第これらを開始(再開)する <input type="checkbox"/> 求職活動又は起業準備を継続する → <input type="checkbox"/> 週()回程度、定期的にハローワーク等に通う <input type="checkbox"/> 主に自宅で求職活動・起業準備をする(インターネット、求人誌等) <input type="checkbox"/> 求職活動又は起業準備を完全に取りやめる</p>	<p>就労証明書を参考に、就労開始時期及び育児休業期間を記入してください</p> <p>(又は起業準備)は一旦休止し、入所が決まり次第これらを開始(再開)する は起業準備を継続する 回程度、定期的にハローワーク等に通う 主に自宅で求職活動・起業準備をする(インターネット、求人誌等) 求職活動又は起業準備を完全に取りやめる</p>
③就学	<p>就学先 名称: 住所:</p> <p>就学期間(予定) 年 月 日 ~ 年 月 日</p>	<p>就学先 名称: 住所:</p> <p>就学期間(予定) 年 月 日 ~ 年 月 日</p>
④疾病・障がい	病名・障がい名	病名・障がい名
⑤介護・看護	被介護(看護)者 氏名	被介護(看護)者 氏名
⑥出産・出産予定	<p>出産予定日 年 月 日</p> <p>出産場所</p>	<p>産前産後 休業終了 後の予定</p> <p><input type="checkbox"/> 退園する→出産要件に該当します (出産日の後8週目の日が入る月末まで) <input type="checkbox"/> 直ちに復職又は就労を開始する→就労要件に該当します <input type="checkbox"/> 育児休業を取得する→就労要件に該当しません (就労証明書提出) 統合出書を提出</p>

4 入所がかなわなかつた場合の現時点での予定について

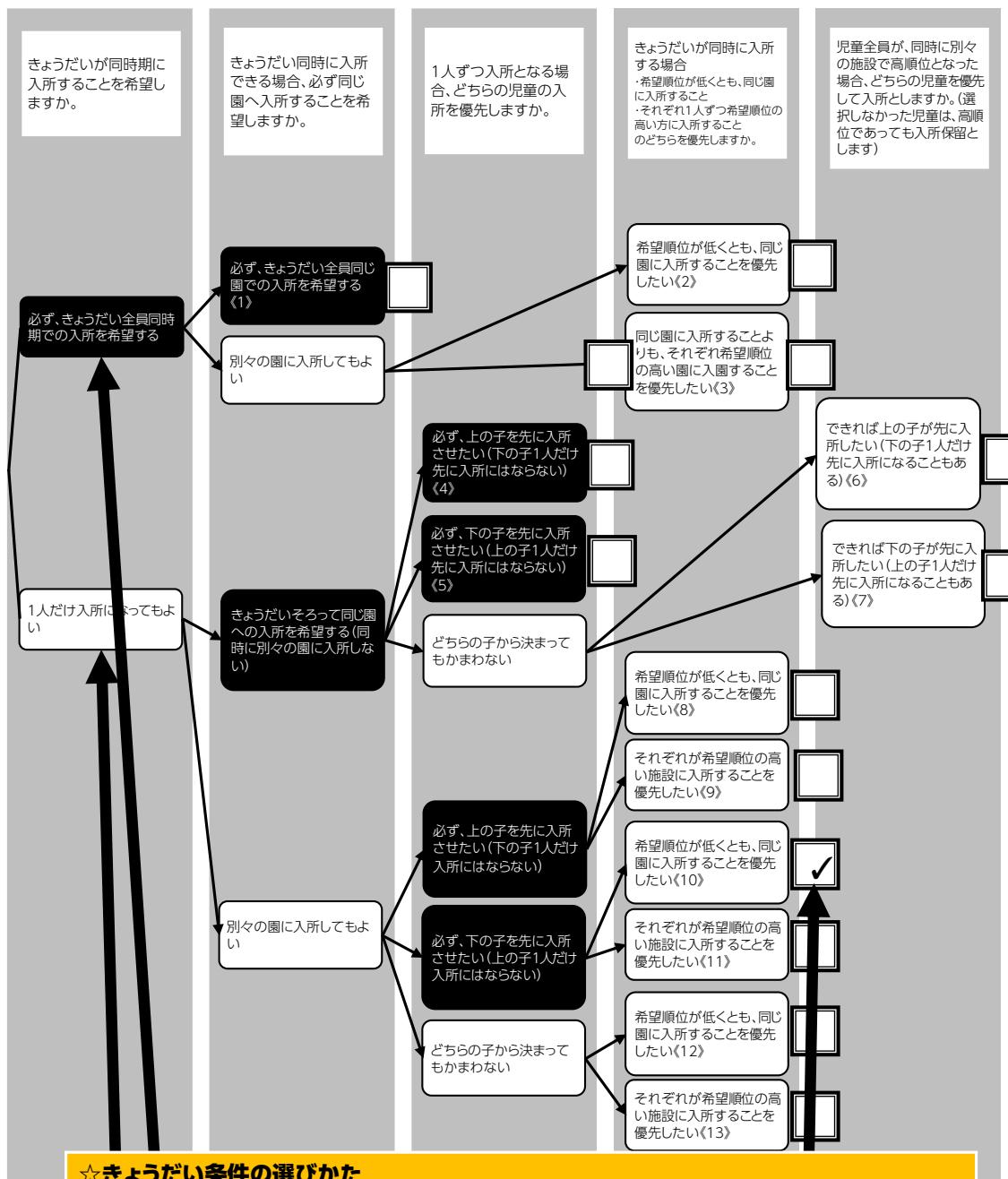
<input type="checkbox"/> 父母が自宅で申込児童を保育する → <input type="checkbox"/> 育児休業を延長する <input type="checkbox"/> 育児休業以外の方法で、 申込児童の保育施設に空きが出るまで待つ
<input type="checkbox"/> 父母以外の親族が申込児童を保育する → 保育者氏名() 続柄() 場所()
<input checked="" type="checkbox"/> 認可保育施設以外の施設(利用予定施設名: 藤沢キュン保育園)を利用する → <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園(教育利用) <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業又は企業主導型保育事業(従業員枠) <input checked="" type="checkbox"/> その他の認可外保育施設
<input type="checkbox"/> 求職活動の方 → 3-2 保育の必要性事由(詳細)の②を記入してください
<input type="checkbox"/> (転園申請、又は転入予定の方)現在利用している認可保育施設を継続利用する
<input type="checkbox"/> 申込みを取り下げる(1確認事項の①で「いいえ」を選択するか、「はい」を選択した場合は別途取下届の提出が必要)
<input type="checkbox"/> その他()

申込児童が複数人いる(きょうだい)
い申し込む)場合は、必ず次
ページを記入してください。

申込児童が2人以上いる場合は、必ず裏面のきょうだい申込条件をご記入ください

教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書④

5 きょうだいの申込み条件 (次のフローに従って条件を絞り込み、希望したいもの1つの に✓を記入してください)



☆きょうだい条件の選びかた

きょうだいの申込み条件
◆きょうだい全P28~31
(例:5歳している)
◆育児休父母いす
父母とも(入所保)
◆小規模ふじさわ

■部分は、絶対条件として守られます。■部分は、仮定の条件であるため、各施設の空き状況や順位によっては、必ずしも選んだとおりになるとは限りません。

きょうだい同時申込みにもかかわらず未記入だった場合は<1>として審査させていただきます。

◎この例では、きょうだい条件「10」が選ばれています。

- ・「1人だけ入所になってもよい」「別々の園に入所してもよい」については、2人とも同じ施設で同時に空きがあるような状況であれば、同じ施設に2人そろって同時に入所することもあり得ます。
- ・「下の子(藤沢きゅん奈)を先に入所させる」という条件は必ず守られます。つまり、上の子(きゅん介)だけがどこかに入所するという状況はなくなります。
- ・第1希望の藤沢保育園(希望の高い園)で上の子のみ空きがあり、第2希望の辻堂保育園(希望の低い園)で上の子にも下の子にも空きがあるという状況にあれば、「希望順位が低くとも、同じ園に入所することを優先」という条件が守られるため、2人とも辻堂保育園に内定します。ただし、藤沢保育園に上の子のみ、辻堂保育園に下の子のみ空きがある場合は、それぞれ別々の園に内定となります。

「きょうだい条件」を希望する場合に

保育施設利用申込みの児童調査書①

保育施設利用申込みの児童調査書

記入日: 2025年10月3日

お子さまの健康状態についてお尋ねします。各問い合わせについては□にチェックを、内容等についてはご記入ください。
※調査書の内容は、お子さまを安全に保育するため保育施設に情報を提供いたします。

ふりがな 児童名	ふじさわ きゅんすけ 藤沢 きゅん介	持病やアレルギーなどで保育施設での特別な対応を必要とする場合は、必ず申込み前に希望保育施設へ相談・見学をしてください。	年 7 月 1 日 2 歳 3 ヶ月)
-------------	-----------------------	---	------------------------

※確認事項】次の項目についてご了承の上、□にチェックをお願いいたします。

- 児童の健康や発達の状況により、特別な配慮が必要な場合は、保育課から保育施設に対し、そ
があります。
- 保育施設の状況によっては、児童を受け入れできない場合があります。
- 本書をご提出をいただいた後、大きな病気等が見つかった等、児童の状況に変化がありましたら、
申し出の内容が事実と異なる場合は、判明した時点で内定および入所を取り消すことがあります。

←の全ての項目に□を入れ
てください。
その後、↓の署名欄に署名を
してください。

※詳しい状況を確認するため、母子手帳や検査結果資料等の
ご提示をお願いすることがあります

保護者署名

藤沢 きゅん子

保護者署名

藤沢 きゅん太

※ひとり親家庭の場合はどちらか一か所記入

1 出生時の状況および発育の具合についてお聞かせください。

【出産時】

出生歴 (第 2 子)

分娩(正常・異常)

在胎週 (40 週)

出生時の体重 (3000 グラム)

出生時の身長 (50 センチメートル)

【現在】

現在の体重 (11.3 キロ)

身長 (86 センチメートル)

計測日 2025年9月10日

2 健康診査や予防接種についてお聞かせください。

(1)これまで受診した乳幼児健康診査に✓をつけてください。

□ 4ヶ月児 □ 9・10ヶ月児 □ 1歳6ヶ月児 □ 3歳6ヶ月児

(2)定期予防接種を受けていますか。これまでに受けたものを教えてください。

□ B型肝炎 □ 小児用肺炎球菌 □ 4種混合・ヒブ(又は5種混合) □ BCG □ 口タ
□ 麻疹・風疹(MR) □ 水痘(みずぼうそう) □ 日本脳炎 □ その他()

●対象月齢に達しているにもかかわらず接種歴が無い場合 → 今後受ける予定が(□有・□無)

※対象月齢に達しているにも関わらず受けていないものがある場合、保育施設は集団生活の場になるため、本人又は

他の児童への感染症予防の観点から保育施設によっては入所保留の可能性があります。

3 発達・発育についてお聞かせください。

(1)現在、発達・発育に関して相談したり、指導を受けたりしていますか。

□ 無

□ 有(下の項目に回答してください) ※内定後の面談結果によっては体制が整うまで入所保留となる可能性があります。

相談をしている又は指導を受けている施設名	エリート保育園	()年・月・週に()回
施設利用内容	発達相談を行っている、療育プログラム	
保育園(集団生活)の中での特別な対応	□必要はない □必要である	特別な対応を希望する場合は、「児童状況票」のご提出をお願いいたします。

(2)お子様のご状況についてお聞かせください。

・いつ頃、歩き始めましたか(12 ヶ月頃)

※歩き始めがまだの場合どんなこと

さい)

(□ 首すわり □ お座り □ ハイハイ □ つかまり立ち □ つたう)

・手足をよく動かしたり、物を見つめたりしますか。

□はい □いいえ()

・あやすと笑いますか。

□はい □いいえ()

・音に反応したり、声がする方を向いたりしますか。

□はい □いいえ()

・物をつかむことはできますか。

□はい □いいえ()

・名前を呼ぶと反応がありますか。

□はい □いいえ()

・つかまり立ちをしますか。

□はい □いいえ()

・まねっこ(動作や言葉をまねる、ばいばい等)

□はい □いいえ()

しますか。

完全にはできていなくとも一部はできている、などの場合は、()にその程度を記入してください。

裏面に続く

保育施設利用申込みの児童調査書②

- ・大人の言うことがわかりますか。 はい いいえ ()
・会話はできますか。 はい いいえ (**2語文程度であれば話すことができます。**)
・発音ははつきりしていますか。 はい いいえ ()
・自分の物と他人の物の区別ができますか。 はい いいえ ()
・体重は増加していますか。 はい いいえ ()
・これまで家庭以外での集団生活をしたことはありますか。 はい (利用していた又は利用中の施設:
 いいえ)

4 アレルギーや、園での食事対応についてお聞かせください。

(1) 食物アレルギー・その他のアレルギーはありますか。(宗教上の理由で摂取ができない場合もご記入ください)

- 無
 不明 ⇒ 卵 牛乳 大豆 小麦 そば その他 ()
 有 ⇒ 卵 牛乳 大豆 小麦 そば その他 ()

(2) アレルギー「有」と回答した方にお伺いします。

・医師の診断に基づいていますか。

- 基づいている 基づいていない

・摂取(接触)したときのアレルギー症状はどのようなものですか。

〔 食べた後、口の周りに発疹ができる。 〕

・これまでにアナフィラキシーショックを起こしたことがありますか。

- はい(時期:) いいえ

・エピペンはお持ちですか

- 持っている 持っていない

・入所後、保育施設の状況により、必要に応じてご家庭でアレルギー対応のお弁当を登園の際に毎回持参することは可能ですか。

-

・保育園で食事をとる際などに、除去等の特別な対応を必要としますか。

- 対応が必要 対応は不要

〔 希望する除去内容について、具体的な内容をご記入ください(卵、小麦等)。
(摂取可能な量や除去の程度、調味料除去の必要があるなども含めてご記入ください)。
1日あたり全卵2分の1までの摂取制限を受けていますので、家庭ではその範囲内の食事を出しています。給食でこの制限を超える場合は除去を希望します。調味料については通常どおりで大丈夫です。 〕

・希望する保育施設へ、上記の除去対応内容についての確認をしていますか。

- 希望する保育施設全園に確認している 一部保育施設のみ確認している まだ確認をしていない

〔 対応内容について、必ずすべての保育施設へ電話等での確認をしてください。 〕

5 その他の大きな病気や慢性的な病気などについてお聞かせください。

(1) 大きな病気や慢性的な病気などで通院や治療を受けている、または入院歴はありますか。

- 無
 有 ⇒ 2025年 8月 10日から 入院中 通院中 服薬中 経過観察中

(2) 大きな病気や慢性的な病気、入院歴「有」と回答した方にお伺いします。

・病名(**急性中耳炎**) 病院名(**▼▼クリニック**)

・症状(**右耳の炎症による痛み**)

・入院 年 月 日から 年 月 日まで

・通院 ()年・月・週に()回

・服薬 飲み薬 塗り薬 その他 名称()

・上記に対し、保育園を利用するうえで、特別な配慮や対応を必要としますか。

- 対応が必要 対応は不要

〔 希望する対応内容について、具体的な内容をご記入ください。 〕

〔 具体的な対応が必要な場合は、何をどの程度、どのような頻度で対応を希望しているのかを記入してください。
また、対応希望内容が医療行為にあたる場合など、保育施設が対応できない可能性があります。
必ず保育施設へ事前見学・事前相談をしてください。 〕

※原則として、保育施設での投薬行為や医療行為をすることはできません。

・希望する保育施設へ、上記の希望する対応内容についての確認をしていますか。

- 希望する保育施設全園に確認している 一部保育施設のみ確認している まだ確認をしていない

〔 対応内容について、必ずすべての保育施設へ電話等での確認をしてください。 〕

6. 入所後の集団生活等にあたり、健康状態でご心配などありましたらご記入ください。

〔 〕

申込書類チェックリスト

- 就労先から申込書類のコピーの提出を求められていますか？(求められている場合、必ず提出前にご自身でコピーをとってください。提出後の書類について、こちらでコピーを取ることはできません)
- 返信用封筒のご用意はお済みですか？(4月1次申込以外かつ窓口申込の場合のみ、提出は不要です)



特に★のついている書類については、不足している、又は未記入箇所があると、審査ができない場合があります！必ずご提出ください！

❖ 本人確認書類・マイナンバー確認書類(窓口申込みの場合は、台紙に貼り付けせずに原本提示でも可) ★

- 代表者の本人確認書類のコピーを「本人確認書類・マイナンバー確認書類貼付台紙」の「1 本人確認書類」の欄に貼り付けしていますか？
- 最新の住所・氏名を確認できるようになっていますか？
- ご家族全員のマイナンバー確認書類を「2 マイナンバー確認書類」の欄に貼り付けしていますか？

❖ 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書 ★

■表面

- 申請児童全員の氏名・性別・生年月日・マイナンバー・年齢・児童の状況のすべてを記入していますか？
- 保育希望開始・終了時期について記入をしていますか？(5月以降入所申込みの場合は特にご注意ください)
- 希望する保育施設の施設番号・施設名は、P28～33に記載しているとおりの正式名称で記入していますか？
(一部似た名称の保育施設がありますので、もう一度ご確認ください)
- 「世帯の状況」に同一生計又は同居の家族全員の氏名等を全員分記入していますか？
(単身赴任や留学中、別居中の場合も、同一生計であれば記入が必要です)
- 家族(児童本人含む)で障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けている方の氏名は所定の欄に記入していますか？

<児童が生後6か月未満の場合>

- 受け入れ可能月齢を満たした保育施設を希望していますか？

■その他

- 「1 確認事項」について、すべての項目にチェックを記入していますか？
- 事前見学や問い合わせ等をしていない施設がある方は、「1.確認事項」の⑫に見学予定日を記入してください。
- 「2 祖父母の状況」「3-1 保育の必要性事由」「3-2 保育の必要性事由(詳細)」「4 入所がかなわなかった場合の現時点での予定について」のすべてにもれなく記入をしていますか？

<父母のうちどちらかが不在の場合>

- 「1 確認事項」の⑨に回答していますか？

<父母のうちどちらかが育児休業中の場合>

- 「1 確認事項」の⑪に回答していますか？

<申請児童が2人以上の場合>

- 「5 きょうだいの申込条件」について、希望どおりの項目にチェックを記入していますか？

❖ 誓約書・保育施設利用申込受理通知 ★

■誓約書

- 世帯の状況にかかわらず、すべての欄にチェックを記入していますか？
- 保護者署名欄への署名はお済みですか？

■保育施設利用申込受理通知

- 保育の開始希望時期、保護者(代表者)氏名、第一希望保育施設は、全て「教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書」と同じ内容を記入していますか？

❖ 保育施設利用申込みの児童調査書 ★

- 「確認事項」でのチェックの記入および署名欄への署名はお済みですか？
- すべての項目のあてはまるものにチェックなどを記入していますか？

<発達・発育について園での特別な対応を希望する場合>

- 希望する保育施設での相談や見学などはお済みですか？
- 児童状況票のご用意はお済みですか？

<アレルギー対応が必要な場合>

- 除去対応が可能かどうか、希望する保育施設に確認していますか？
- 摂取してもよい程度やお弁当持参の可否、食事の除去対応希望などについて、詳しく記入していますか？

<その他の持病などにより保育施設での特別な対応を希望する場合>

- 希望する保育施設への相談や見学はお済みですか？

❖ 保育の必要性事由を証明する書類

■就労証明書

- 右上の項目「証明白」～「記載者連絡先」が記入されていますか？(就労時間や就労状況が不明な場合、書類不備の扱いとなります。)
- (産前産後休暇中の方)項目8の「取得中」にチェックがあり、「期間」が記入されていますか？
- (育児休業取得中の方)項目9の「取得中」にチェックがあり、「期間」が記入されていますか？
- (単身赴任中の方)項目17に「赴任期間」「赴任地」の記入がありますか？
- 「保護者記載欄」の記入はお済みですか？

<会社勤めでない方(自営業・専従者など)>

- 就労状況説明書のご用意はお済みですか？
- 令和7年分(4月入所申込の場合は令和6年分)確定申告書(第一表)の写し又は控えのご用意はお済みですか？用意ができない場合、就労状況説明書でその申出をし、代替となる書類を用意していますか？

<会社役員・代表取締役の方で、就労証明書の代表者と担当者が保護者自身になっている場合>

- 商業登記簿謄本のコピーのご用意はお済みですか？

■診断書

- 本市指定の様式をご使用いただいているか？(異なる書式でご提出いただいた場合、内容によっては審査の点数をつけることができない場合があります)
- 項目1～6について漏れなく記入されていますか？
- 項目7又は8について記入されていますか？(入所の際、保育の必要性認定を判断するもとになります)
- 項目9について、I～IVのいずれかに○がついていますか？(記入がない場合、審査ができません)
- 証明年月日、医療機関名、所在地、担当医師名について記入があり、医師の印はありますか？
- 保護者記入欄に記入をしていますか？

■介護(看護)状況申告書

- すべての欄において記入はお済みですか？(特に、介護にあたる時間が不明である場合、正しい認定や入所審査ができません)
- 被介護(看護)者の各種手帳又は診断書などは添付していますか？

❖ 切手の貼ってある返信用封筒

- 封筒の表面に返信先の住所、氏名は記入していますか？(国外は不可)
- 控えを郵送するために必要な金額の切手を貼っていますか？(50グラム以内の書類を返信する予定ですので、定形郵便サイズの封筒の場合は110円分以上ご用意ください。金額が不足している場合、控えの送付等は行いません)

❖ 保育証明書

- 項目1～7について全て記入されていますか？
- 証明年月日は保育開始日より後の日付になっていますか？(保育開始日より前に証明を受けることはできません)
- 預けている保育施設の種別についてチェックが記入されていますか？(種別により、審査の点数が変わります)
- 保育受託者の「所在地」、「施設名及び責任者」の欄に記入の上、押印はされていますか？
- 保護者記入欄に記入をしていますか？

❖ 転入に関する申立書

- 児童氏名・生年月日、保護者氏名、転入先住所は記入していますか？
- 転入予定日は入所希望月の前月までの日にちになっていますか？
- 誓約欄にすべて記入していますか？

<藤沢市民の方と同居予定の場合>

同居開始日、申立人住所、申立人氏名、児童との関係のすべてを記入していますか？

❖ 転入先の詳細を確認できる書類

転入先の不動産管理会社や仲介業者など、第三者により発行された書類ですか？

確実に藤沢市内の住居に入居することができる内容ですか？(例えば、賃貸の申込書や、仮契約書などの、賃貸や売買の契約が成立していない状態の書類はご使用いただけません)

発行元、入居者、確定した入居日(引渡し日・契約期間)、住居の所在地が記載されていますか？

❖ 保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書

保護者記入欄の太枠部分はすべて記入していますか？

1の項目に同意の上、2の(1)と(2)のすべてに記入していますか？

就労先証明欄の太枠部分はすべて記入していますか？